

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 V

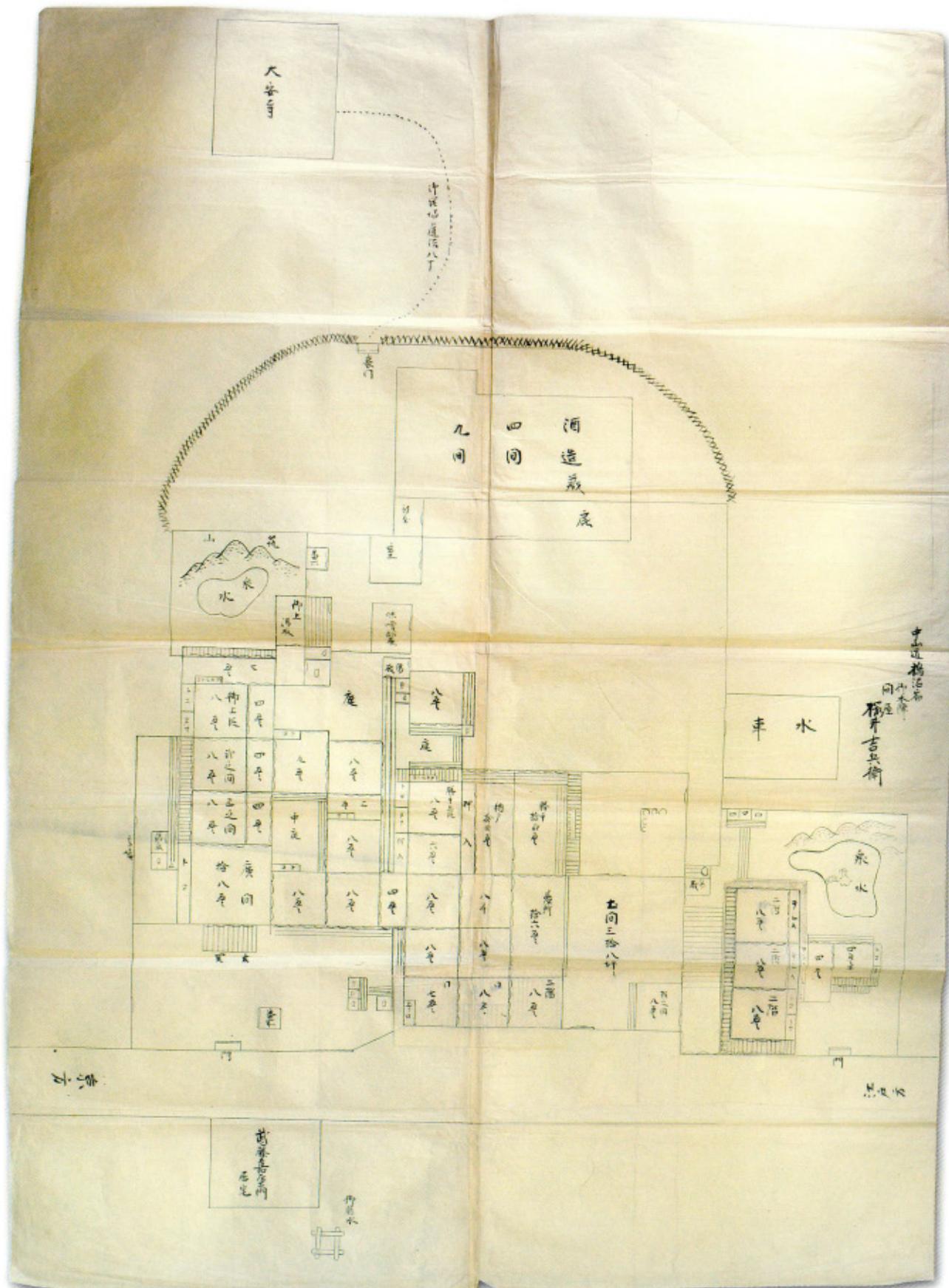
平成二十七年三月

各務原市資料調査報告書第三十八号

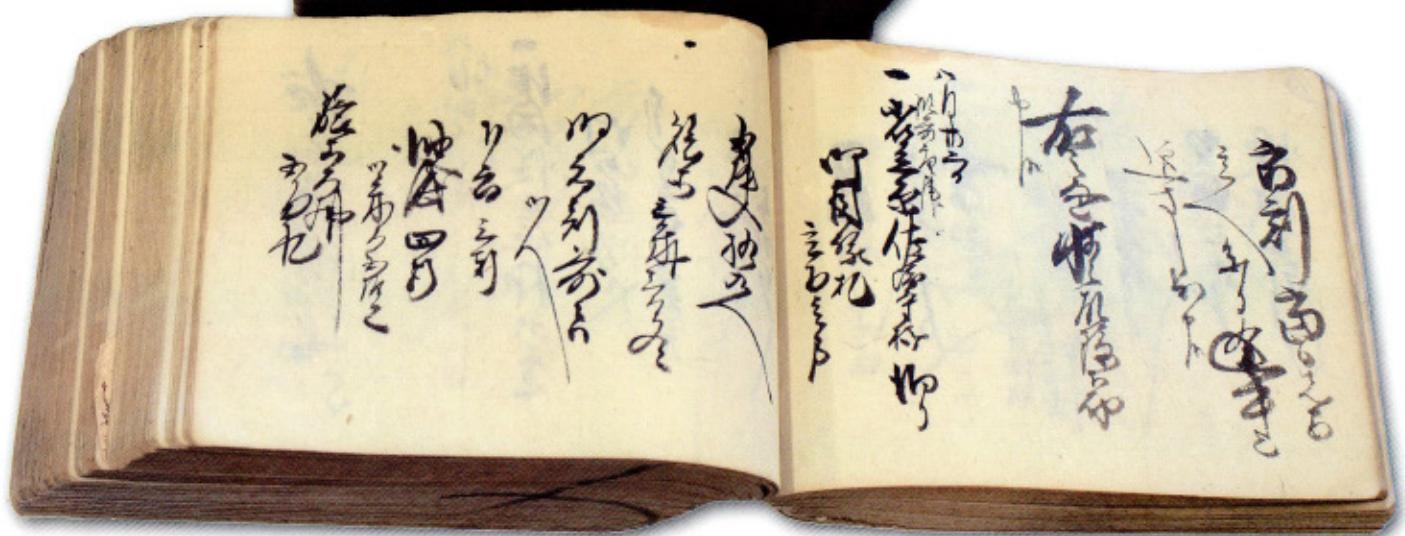
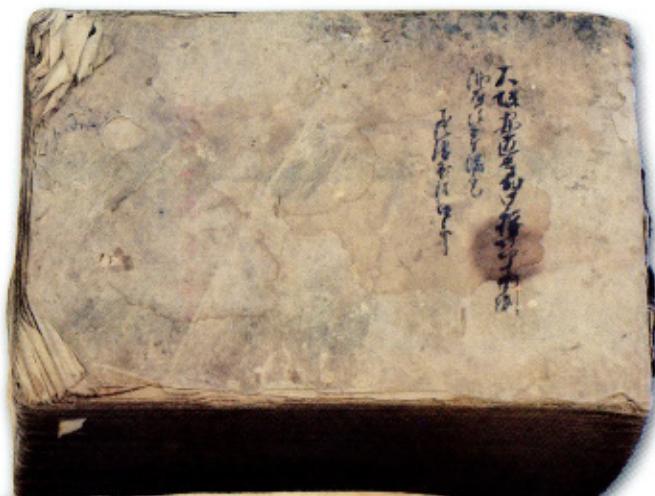


6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7





口絵二



女中駕籠丸

口絵四



口絵三

はじめに

歴史民俗資料館では昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十八号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書V』を刊行いたしました。

本書には、桜井家に残されていた史料の中から、「本陣覚書」を収録しました。これは、桜井家の十一代目当主吉兵衛の手による記録です。この史料は、主として江戸時代末期から明治時代初期にかけての、中山道を通行する大名たちが、鵜沼宿で宿泊したり昼休み或いは小休をとったりした時の記録です。

「本陣覚書」は二冊からなっています。本報告書ではそのうちの一冊を、全文収録いたしました。宿泊の際の宿割帳はまた別にあり、これはまさに覚書のような記述になっています。しかしその中には、宿泊や休憩をするにあたって、本陣（宿場側）と通行者側との間に、投宿の手順或いは取決めが存在していたと思わせるものがあります。また簡単な記述ながら、当時の大名や武士の経済状態を表しているようなものもあります。さらに、大名たちが頻繁に往来する様子もうかがわれます。それは幕末・維新期の時代の変革の中で、幕藩体制の支配者側であつた大名たちが、右往左往している有様を示しています。さらに、赤報隊や草薙隊に関する記述もあり、「覚書」ながら興味深いものもあります。

今回も、「桜井家文書」を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説をしてくださった岐阜女子大学文化創造学部の辻八公子先生には多大なご尽力をいただきました。一人の方には深く感謝いたします。

多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、本陣の記録の中から、江戸時代末期から明治時代初期という時代のさまざまな様相を感じとっていただければ幸いです。

平成二十七年三月

目

次

口 絵 四	口 絵 三	口 絵 二	口 絵 一	史料解説文	編集後記	例言	はじめに	口 絵
四中籠置所（紙札、年月日未詳）	宿割帳	本陣覚書	鶴沼宿本陣間取図（年月日未詳）					
								85 5 3 1

例 言

一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十八号として、旧中山道鵜沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解説文を収録したものである。

一

史料の名称は「旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。

一

解説文の書式は、縦二八字・横二六行の二段組とした。

一

史料の解説にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。

一

○用字は常用漢字音訓表記にしたがう。

○異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。

○花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・印とし、割印は（印・印）で示す。

○冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。

○解説者が加えた傍注は、すべて（マ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ）・（カ）を記入する。

○本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。

○史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」・「をもつて示す。

○史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。

○奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。

○下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。

一 揭載史料には表紙が欠落しているが、「本陣覚書」と標題を付けた。

一 史料名の下に（ ）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、収録史料「本陣覚書」は二冊からなっているので、それぞれに枝番を付けた。

一 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。

史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
史料の解説は岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生によるものである。

史料解讀文

○本陣覚書（一一三一一）

（前欠）

問屋
め
録

陸尺

式拾式人

是者本旅籠

但シ以後御通行之節ハ皿付平等叮嚀可致事

徒
手廻り

五拾壱人計り

本旅籠分ハ拾壱ツ、

膳めし 式拾人計り

御次向

拾式人計り

本旅籠百三拾式文

御下宿 拾式軒

是者 御名札相渡り申候処、旦那計り支度ニ而御同勢何

人有之候共、供廻り更ニ支度無之、宿之迷惑仕

候間、以後ハ内込願之事

馬宿式軒ニ内込

御宿割、御上下拾八九人、前々日御出被下候

内
記
入
出

陸人旅
主
膳
膳
膳
膳

膳
膳
膳
膳
膳
膳

上三人

酒肴・支度

次六人

酒肴・支度

下分

用意ニ不及候、見合合存□可仕候事

(貢貼付のため数行披見不可)

人馬寄宿 人足貳百五拾三人

馬 百三拾疋

右内 百人・百疋 御定

貳拾五人 千石以上

貳拾五疋 御家老人馬

先払上下兩人月見□ふき持守帰り

本陣入 貳疋立御馬廄御修覆列年有之候、杭三本板大工手間か

ら共代銀ノ貳拾貳匁頂戴仕候、以上

右之通無故障相勤申候

四月八日

一御老中

堀田備中守様 御泊り 赤坂・鶴沼

御宿御本陣入 四拾五人

御め録 銀三枚

正金壱匁三分貳朱

御関札立料 金貳分貳朱

是者至而安く儀ニ付、以後ハ三分か三分貳朱頂戴仕候而

も宣敷候事

御献上葱冬酒壺升入三坪^(蔥)

献上料百疋頂戴仕候

御下宿三拾四軒入用

但油紙共

御旅籠貳百五拾三文^(例カ)ツヽツ

但御上下共

問屋め録 七百疋

尾州 御使

野崎一学様

御宿

空安寺

御上下貳拾壱人

御宿

御使者返し有之候事

堀田家來御取次役

下坂弥学様

御先払 太田方壱人

尾州御出張御役々

問屋場 同仕埋壱人

往還方 式人

何れも御め録無之候

一御旅籠御印鑑調ニ而大拏之事

一油紙旅籠百六拾四文ツ、

是者帳場より各々別渡し之事

人馬繼立 人足七百五拾人

馬百三拾疋

但シ御老中様計ニ而ハ無之、外々御奥御右筆、小頭、御勘

定御頭、御普請御頭・御隨心有之候付、如（身）此

一土地案内式人、新加納より木□□境迄、上下先拏式人、羽折（廻）

榜式人、めかい幕持式人ノ

右之通無故障相勤申候

四月八日昼

一川路左右衛門尉様 御昼休

御め録 五拾疋

御本陣 三拾九人

木錢米代

御下宿式軒

六尺六人

馬宿 壱軒

四月八日泊り

一御老中御隨心御役々

原弥太郎様

野口

上下拾九人

立田録助様

上下拾壱人

高橋平作様

河内（山）

上下拾人

日下部官之丞様

上下五人

御普役様

岩井や

堀田様御家老

茗荷や

右ハ京都為 御使御上京御下節御泊り被仰付無故障相勤申候

安政五年四月十四日

一水戸様御娘入

赤坂・鵜沼・大湫
御泊り

□之

銳君様 但シ広幡大納言様御妹子

御目録之儀者左ニ印有之

御女中 上下拾人 式両式分也

是者御賄方より御酒米ニ而式拾人様御役所より御付
有之候

本陣入御支度拾人

ノ式拾人 御支度有之候

但シ

此度之儀ハ、御賄方より諸太夫様方供（山）、賄方
より御拏有之候付、本陣より可賄候様被仰付候

付、用心仕候処、不残下宿支度砌大キニ手違仕、
式拾七八人不用ニ相成迷惑仕候、以後御通行之
節ハ必御先番相見ヘ候節用意之事

下宿割

御家老 脇本陣ニ可申候事

諸太夫 宿式軒 栄次郎

儀兵衛 位ニ而宜敷

御側用人 河内や

御姫君様

御使い

御使番

宇野米左衛門様 宿空安寺

御大代官

須加井太五郎様

御家老

用人 御所用

御め附

諸太夫ニハ御使御不用無御座候

銭高板 便度脇角裏板
四番 王方以 一ノ口
三番 三番以 二ノ口
二番 二番以 一ノ口
一番 一番以 二ノ口

六

御先払 太田方 手付壱人
人馬許裁 同 壱人
御本陣詰 四人
往還方

御作事方当日無之、御見分之節計り、四月七日御泊り込

御作事奉行

五味所左衛門様

同下奉行

天野岡之右衛門様

是者休泊并ニ酒酒共三千石仕出
し

様 様 様

上下九人様

御作事済口覺

鶴沼宿

御め紙写

桜井吉兵衛

一御上段御畠縁少々悪敷候故のり付

一御湯殿流し板四枚取替、廻り縁刀刃打廻之、同所壁四坪上塗、

同所板壁四分一不足丈打足

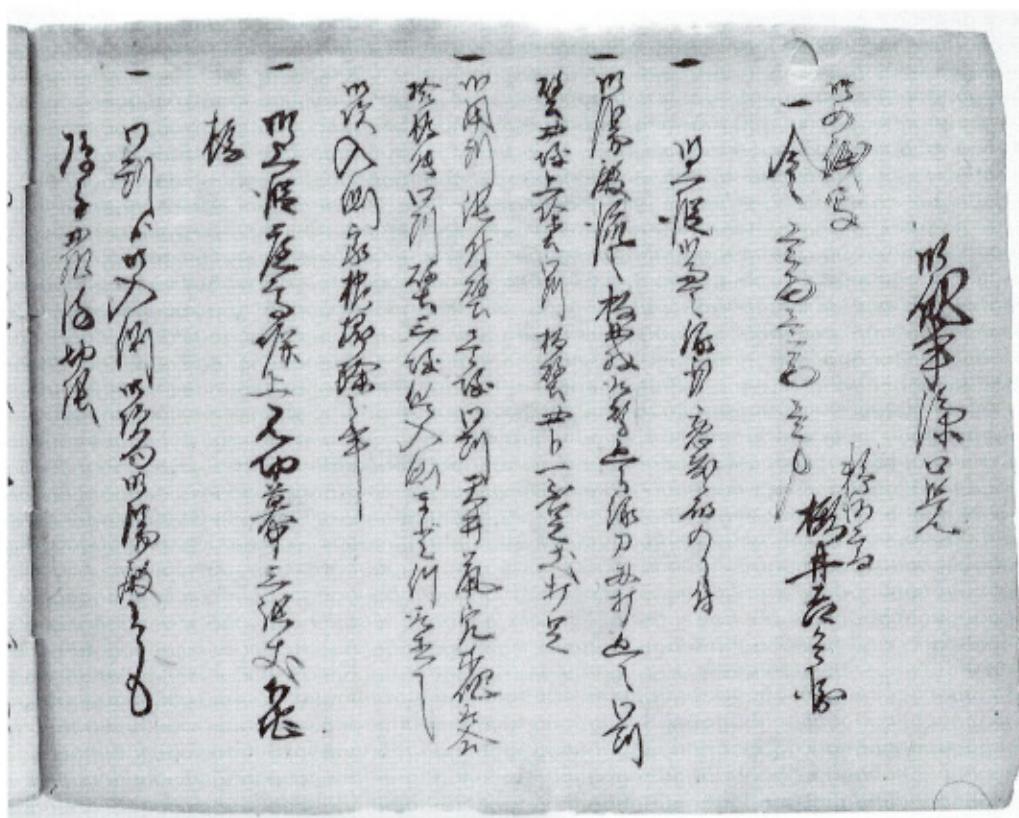
一御用所張付壁壇坪、同所天井弔穴木地取合拾拵□、同所壁三坪、但シ入側まど竹取直し、御次入側家□掃除之事

一御上段庭高壝上見切幕三張、丈下地橋

一同所より御入側御次向御湯殿とも障子四拾枚切張

一御湯殿流し板下地あし、長楓洞堅タ流之板四枚檜八分板二而木作取替、刀刃四方打廻し、入口左右立合方引手壇寸煮墨目ニ而

一玄関壁坪白土上塗



一御膳所畠敷替半帖、小田井表ニ而取替、同所熨斗葺庇長式間
壱枚達葺とも拵取繕ひ、同流先見切幕壱張、又下地拵

一表門内番所畠式畠小田井表墨縁付表替へ、同壁壱坪白土上塗
一表門左右高屏壁等書摺落之、其余半坪ヲ以板所之所壁繕ひ

右之通御仕様書ニ御座候、当年之儀ハ畠何れも宜敷ニ付、一向
直ク不申、若一此後有之候得ハ、畠惡敷候得ハ夫々御修復被仰
付候、尤御仕様書ハ別紙帳面有之

御本陣

一御目録 千疋

是ハ御当日御右筆御役人杉山惣兵

代式両式分頂戴仕候

衛様より御め紙御渡し相成候、翌日

御勘定方加藤藤助より金子ハ頂戴仕

候

問屋場

一御目録 三百疋

右同断

但シ名札書上

問屋式人

名代式人 年寄四人

馬指八人

帳付筆役十式人

加役十三人

助郷惣代六人

一尾州様御使初御出駅御役人様江ハ、御め録更ニ無御座候、是

者関東着之中納言様より御礼有之候旨申事御役人様より被仰
渡候

一御旅籠

上分式百文ツ、

下分百六拾四文ツ、

是者、御下宿共名之御印鑑ニ而、翌日加藤藤助様人馬賃錢共
大拵之事

一水戸様御下宿内墨鍬之者旨申、名札之儀ハ不残日雇方ニ而元
ノ、麹町明石屋より当日壱番式番之油紙下ケ、旅籠代等も明
石屋より相拵、以後御通行之節ハ、平御大名様之通油紙等心
得下宿打可申事

宿方願済口覚

但シ入札控左之通

一圓壱ヶ所

東町山瓦屋土取場、南町散田山ニ御座候

長三拾間巾式拾間

代銀四百五拾匁

因所之中ニ相用ひ申候

一薪木 八拾束

代銀拾匁八分

一石茶碗五十

同 三匁式分

一柄杓式拾本

同 五匁八分

一馬繫杭百本

同 拾八匁

一宿駕籠三拾挺

同百四拾九匁

但シ棒共

一駕籠桐油三拾匁

金壱兩三分

一人馬繼立会所壱ヶ所

同壱兩式朱ト三匁

是者百姓家壱軒表側鴨居壱寸持張取替敷物取方付、前後

御座代損料共

ノ金高

御陣屋より御下渡し有之候分

御当日
一人足

寄高

三月廿八日先宿割

一御宿割上下拾壱人

御支度代御払御座候

四月朔日

一御宿割再見分

御上下拾壱人

御支度代御払御座候

右ハ御宿割様江酒肴差出之候処、先御宿割ハ御召上り有之候得共、後再御見分之御方々ハ更ニ御断りニ相成申候

四月七日

一御賄人頭手附共五人

右ハ御膳水御見分并ニ御膳所等御見分被遊候あそばされ

一蒲團 式百枚 但シ 太田・取組・加州山
一蚊屋 拾五張 三ヶ所より持參仕候
右ハ先例ニハ無御座候処、今般いろ／＼申立、願濟之分左之通御陣屋より被仰付候

借物諸色願濟口覚しょしき

一蒲團 式百枚 但シ 太田・取組・加州山
一蚊屋 拾五張 三ヶ所より持參仕候

本陣初下宿一流旅籠抱三千石役人立合相談之上取計左二

一上下友壱人ニ付御払差引

式百拾六文ツ、

一手当いたし候上、不用ニ相成候分ハ三千石より金三分兩問屋江申請、右今以下宿夫々目分損荷渡し申候

御作事借物

一引龍幕 六張

是者御殿より御見越ニ相成候ニ付、山之上并ニ御膳所前、

御次場入口共所々相用ひ申候分

右之通御作事願濟口ニ御座候

ノ六拾九人

一御先長持拾四棹

人足三拾九人 御払

添三拾壱人

一御膳水 ひめ屋

御手当なし

是者御賄人頭御迎登り之節御見分被仰付候

此分丈銘々二じ分ニ御取被成候

外ニ 御下宿札宿

三四軒有

一御賄人頭御迎登り之節、諸太夫様方御賄向御約束ニ有之、本陣江壹汁三菜燒物付ニ而被仰付候得共、御払之儀ハ御下宿旅籠同様御払候付、此後御通行之節たり共御地走ニハ不及候、

御下宿任せニ而不苦候事

右之通故障なく相勤申候

是より

一安政六 未年分

安政六 未三月九日 御昼休

一肥後御若殿様

細川右京太夫様 御昼休

御目録 金武両也

御本陣御旅籠 四拾老人相済

同老人ニ付 百廿四文ツ、

外ニ 膳めし 七人

此分当日ニ御やくそく之事

六尺衆式拾五人 老人ニ付八拾五文ツ、

此分御下宿ニ相成り

割 嶋屋ト絹屋ニ

此も替(為替)し当日ニ御やくそくの事

右御下意ハ御徒士衆并ニ御手廻御駕膳之御衆中ニ御座候

一御宿割様前々日御出被成候、御上下七人

一追越更ニ御座なく候

一御番所両所共入用

一御本陣支度之分不残印鑑引替御出立、跡ニ而御勘定方より御

払被成候

右之通無故障相勤申候

安政六未三月廿一日

一大村丹後守様御泊り

御在所肥前大村ニ而式万五千石 人馬許載御役人様五拾疋御

め録

御目録

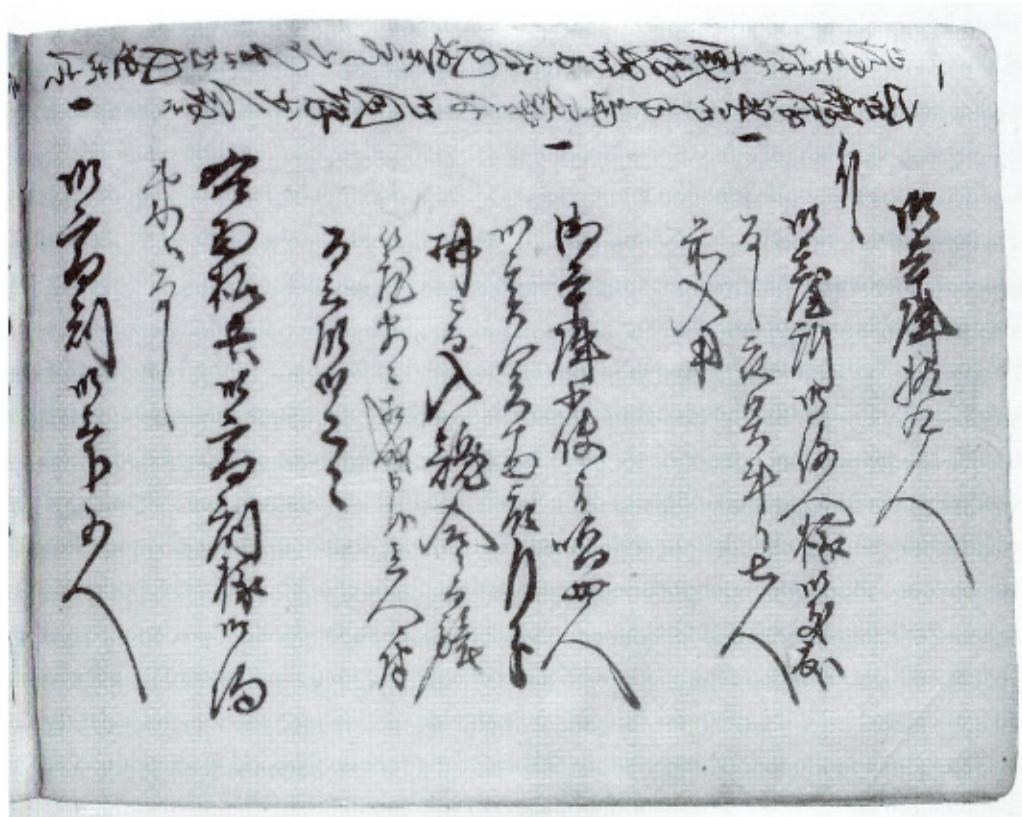
金壹両 御宿料

同百疋 御関札料

ノ 壱両壹分ニ 御包ニ而

〔金許戴御役人様

太田方



中川太郎左衛門

御め録 大賀助三郎

五拾疋 被下候

外二
御本陣拾九人

一御台所御役人様御支度なし、夜具計り七人前入用
一御本陣小使ニ御次向四人、御玄関番衆自分私ニ而入、競合ニ

而旅籠安ニ相成申候、壱人ニ付壹百三拾文ツ、

右両様共御宿割様御約束ニなし

一御宿割御上下五人

御先荷物才領式人

ノ七人

右ハ前日御出被成候、尤酒肴上下共差出し申候

ノ八人

書

入

一御下宿拾八軒

一油紙帳場共 六軒

御本陣初御下宿共

御旅籠三壱百文ツ、
油紙 百八拾文ツ、

「此御殿様至而御手当宜敷ニ付、御同勢ヘ少人数ニハ御役共
殊外威勝成御方ニ付、内込等更ニ不行届候、尤内込等仕候而
ハ、当日混雜ニ付無調法勝ニ相成申候、以上」

一御旅籠大払道中方より御払被成候、宿めうかやニ御座候
〔若荷屋〕

一御闕札 弐枚

一紙御掛札壹枚

一御台所御買上物更ニ御座候、以上

一人馬入用

人足四拾六人

内式拾五人式疋・式拾壱人御雇

馬 式拾五疋

右ハ御雇人馬儀ハ御め録有之候共、倍賃錢御払之事

右之通無故障相勤申候

右之通無故障相勤申候

安政六未三月廿二日

美衛寺・太田

一京極佐渡守様 御小休

御め録 百疋 本陣ニ

問屋め録 五拾疋

人馬許戴御役人様

御め録 早川恒次郎清八郎

五拾疋

右ハ本陣ニ向御渡し相成、依而直様御取次御渡し奉申上候、

以上

御六尺 拾八人

御次向御支度 三人計□□也

右ハ御殿様御小休之儀ハ、御先列ニ而私シ方江御入来ニ相成候間、引ニ不及候、若一外々より引ニ出候共、其儀御取扱無之、私シ方江被仰付候、以上

一御殿様御下宿至而威勝成御衆中ニ付、御本陣ハ勿論、御下宿等内込更ニ不行届申候、御宿割様ハ御聞済ニ相成候共、内込置候而ハ、当日本陣迷惑ニ御座候

安政六未三月廿四日御下り節
一嶋津淡路守様 御泊り

日向佐土原式万七千七拾石余

御宿入 式百疋 御勘定より被下置候、以上

御本陣入 五拾九人

御出立以前ニ御目見被 仰付候事

御下宿札宿 拾式軒

何れも拾人以上

御油紙 帳場共

六軒 四両入用 六七替也

御旅籠 札宿 式百五拾三ツ、

油紙 百八拾四文ツ、

御闕札 壱枚 御門前立

紙御掛札 壱枚

一御関札御役様并二人馬質御払御役人様、前日御出被成候

御次向七八人
人馬

一御宿割様、当日暫ク先江御出御割付之事

右御方様ハ、御下宿江御入込ニ相成候付、御下宿場之坪看壱

鉢丼壱ツ差出し申候

一右御関札御役人様御旅籠御取極被成とりきめ、尤下宿下割帳御持參ニ

付、内々御尋可申候

一御所用并二人馬裁許御出馬無御座候

一問屋め録ハなし

一人馬 三拾九人・十壱疋

右之通無故障相勤申候

安政六未四月廿七日

大湫・鶴沼

一小池坊權僧正様

御泊り

御目録式百疋

御献上料五拾疋

風呂敷壱ツ

但シ 菓子箱壱ツ

名酒五合壱ツ

御上様御壱人様

御膳料式朱

但シ御進渡ニ御座候

壱之膳 めし・汁・平・香之物・皿

式之膳 皿・汁・猪口

安政六

右之通無故障相勤申候

四月三日頃

太田・赤坂

一稻葉伊予守様

御め録 百疋

御陸尺十式人

御本陣入 十五人

式百五拾文ツ、

右ハ御先列例ニ付、御迎等ニハ不及、御先番様御越被成御約束有之、難有仕合奉存候、以上
但シ 御宿割様よりハ御約束無之事

壱番 十人

武番 十三人・外ニ武人増

御旅籠式百文云々

泊り被成候事

五月三日

一長崎御調役并ニ衆中 泊り

御旅籠付上 壱人ニ付百十六文ツ、

同 下 壱人ニ付百文ツ、

献上仕候處、一向手薄之

御挨拶ニ而迷惑仕候間、其御通行之節ハ献上ニハ不及見合

候事

右之通無故障相勤申候

安政六未五月二日

一京都末寺高菩 御泊り

其性院権僧正様

御目録 五拾疋

御旅籠上 四百文

御次通 武百文

御本陣 十三人

日雇 六人とも 七人 壱軒

御献上料 壱朱

但シ菓子壹折

人馬 十三人 馬武疋

外ニ 五人用意

右之通無故障相勤申候

外ニ 右御方江名古屋表御親類付、七八人御出迎、同夜御

安政六未

五月七日 上り

一長州様御家老

宍戸播磨様

御目録 百疋

御本陣入 武拾七人

御下宿 壱軒

但シ陸尺共 拾三人

御旅籠 三百文ツ、

油紙 武百文ツ、

御上様二人前御払

但シ武之膳付

御牽馬なし

人馬触 五人・六疋

献上断り

右ハ御先触拝見之上、前日大湫宿^上与定使飛脚有之、御宿願上
相済申候
右之通故障なく相勤申候

御旅籠大払 五六両入用
御帳場錢入用
時相場 七八両用意

安政六末五月八日 大湫・鵜沼
一相良越前守様 御泊り

御め録 銀壹枚

但シ正金式分武朱

御本陣入 三拾三人

隱居屋御徒 九人

但シ内込至而静ニ御座候

御旅籠上下共 弐百廿四文ツ、

右ハ至而御省略ニ付、分而願書ニ候得共、不相叶前顯之通り

六月廿日頃
一膳所

垂井

人馬入用 廿五人 本馬十三疋 軽尻三疋
御宿割 中棒壹挺 乘かこ壹挺 馬三疋
人馬賃錢御宿割様より大払、前日之事

右之通無故障相勤申候

本多伊勢守殿

御朱印

御目録 百疋

御上通六人 三百廿四文ツ、

御次通拾四人 武百五拾文ツ、

日雇頭五人 武百文ツ、

日雇下宿十武人 武百文ツ、 播磨屋

上老人 次武人 下通六人

上座敷六丈、御菓子差出し申候

酒肴之儀ハ、上・次丈、下ハなし、前日御出被成候、尤長州様
御家老御泊リニ付、宿いづミやニ御泊リ被成候、其上御通行之
節ハ昼前より遠方迎可出候

右御先触拝見ヨリ直様垂井宿御泊ニ引ニ差出し申候

御宿取様江少々◎印相談有之候事

六月廿五日御泊り

大漱

一禁裏御附

鶴沼

阿部兵庫様

御目録 百疋

御本陣入

御上様式人 三百文ツ、

本陣賄

御通拾九人

下通 式拾式人

日雇 十式人

御下宿札宿 六軒

日雇宿 七軒

御旅籠 上 百三拾四文ツ、

下 百三拾式文ツ、

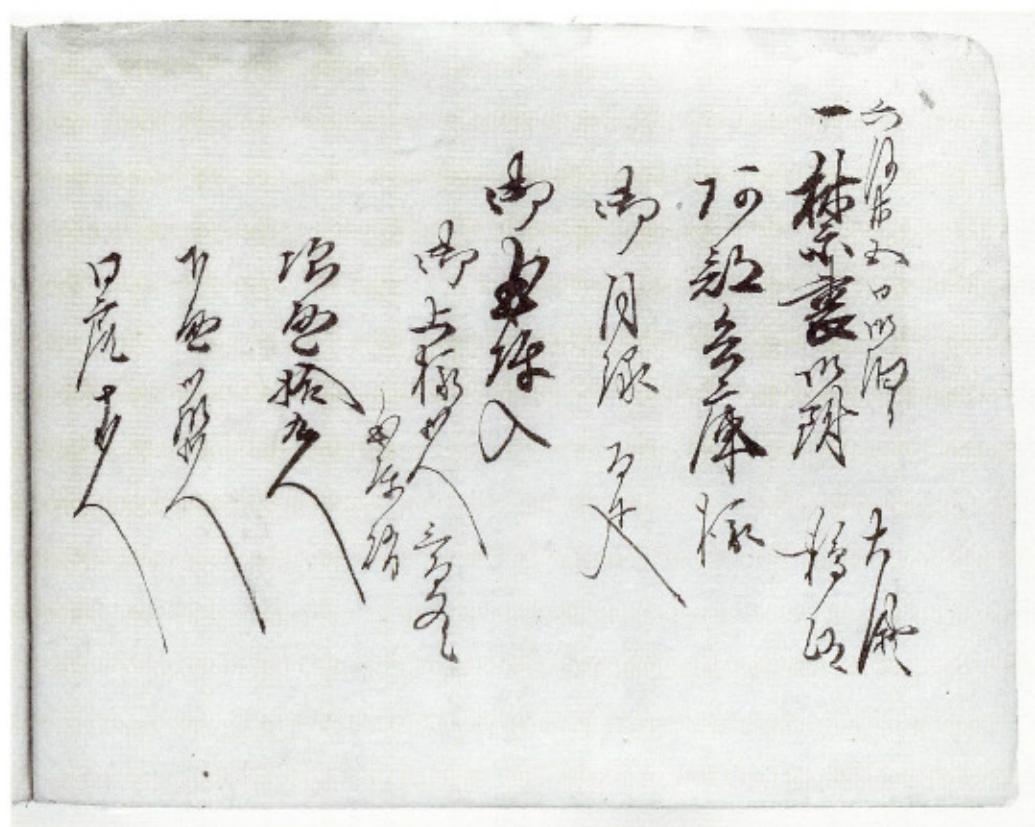
雇 百廿四文ツ、

御旅籠不残大払

御所用御代官
吉田次郎吉
隨心手代 神野斧太郎

右ハ御所用之趣、私シ御取次扱申上、御手控御取替、尤先方
阿部様ハ御直節ニ而御手控御差通し与相成申候、御取次ニな

し



御宿割り上下七人、九日前ニ御出被成候、但シ酒肴上計り江
出し候処、御禁酒之由ニ而一節御用無之候事

御宿割様 酒肴出し申候

人馬賃錢先払之事

右之通故障なく相勤申候

安政六末

七月三日

一中院宰相中将様

御姫君様 下り御昼

御川端嶋

松平肥前守様ニ御嫁入有之

御目録 武百疋

外ニ 百疋 是ハ風呂等御注文ニ付三本立置候処、女中彼かれこれ是

御世話ニ相成候逆被下候事

ノ三百疋

御諸太夫様初上下三人 百五拾文ツ、 本陣賄

女中八人 百文ツ、

膳めし 拾八九人

陸尺 廿人計り

是者御下宿申付候

御宿割、前日上下武人

御掛札 壱枚

御下宿なし

人馬賃錢当日大払

安政六

未七月五日

一戸田采女正うねめのしょう様御登り御小休

御め録 五拾疋

めし・平せんまい・焼とう
ふ

御支度 五拾人 九拾四文ツ、皿・猪口・香之物

是は前広御飛脚方より被仰付候、尤当日御先番御方より
も御約束有之候事

陸尺十式人 棒頭赤坂 安五郎

人馬 四拾七人 武拾七疋

但シ、至而御早立ニ付、前日何れも用心之事、雇人三人

御宿割御掛け事

朝之間内

人馬賃錢前日御宿割様より大払之事

右之通無故障相勤申候

安政六末五月下旬か六月上旬留落

長崎

一御目附

木村図書様 下り

御徒目付 壱人

御小人目付 弐人

御め録 五拾疋

献上御断り

本陣入 以上共 四拾五人

下宿三軒

六尺・手廻り・雇頭・馬宿

札宿 式軒

脇本陣・河内や

木錢米代払

人馬 御朱印 八人・五疋

御証文 長持壹棹

賃人馬 六拾七人・馬五疋

御所用御代官

代り 尾関衛門次様

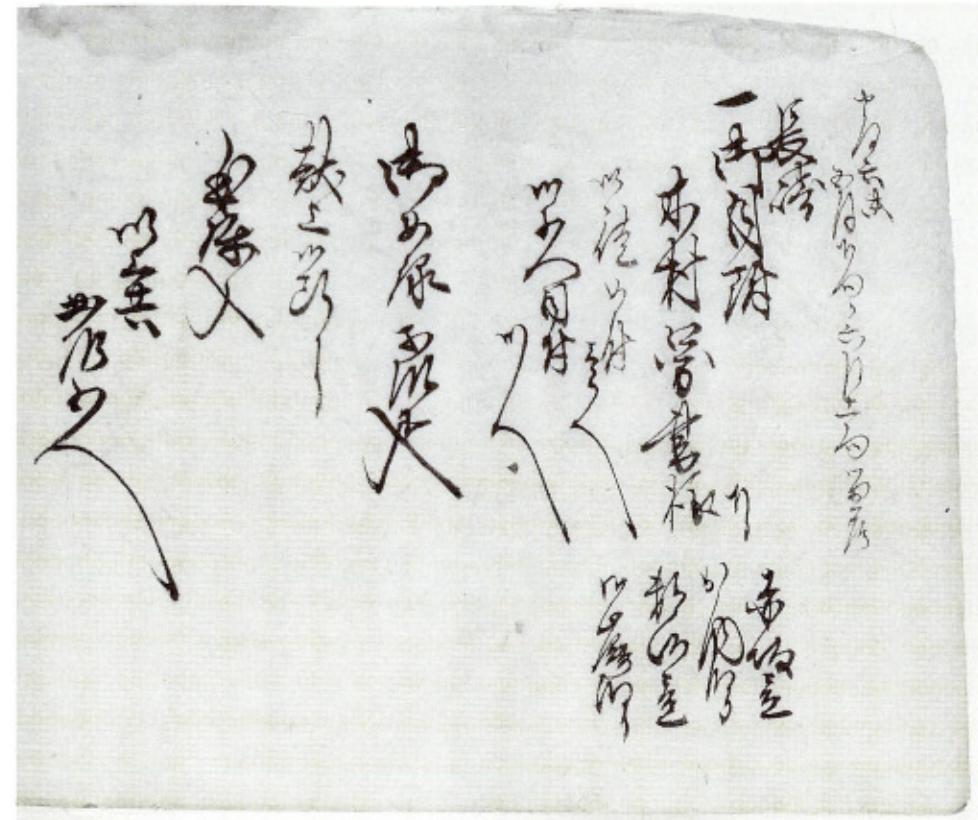
右之通無故障相勤申候

安政六末七月十六日之処逆中御滞留ニ而十八日達

豊後国

一中川修理太夫様
御朱印

赤坂・鵜沼
御泊り



御目録百疋 是ハ嘉永七御通行御朱印之節ハ四匁五分、銀

玉ニ而被下候處、今般ハ如此増頂戴仕候

御上下式拾六人

御先触有之候處、御病氣ニ而御途中より御泊り被遊、十

八日当宿御泊り節ハ十七人御泊り被成候

御旅籠

上三人 三百文ツ、

次通十四人 式百五拾文ツ、

泊り宿之儀ハ先年も此度も御本陣泊ニ御座候御触有之

人馬十三人・三疋

一但シ幕打御門高張有之

一御泊り宿之儀ハ、宿々本陣触ニ而御入來有之候得共、為念御
途中迄迎可差出候事

右之通故障なく相勤申候

安政六末七月廿三日

御加番大坂

一板倉主計頭様御登り泊り

御目録 三百疋

御献上料 百疋

忍蓼酒五合 壱坪

大西瓜 壱ツ

御下宿札宿拾六軒

日雇宿七軒

但シ帳場共

御本陣入四拾六人

御旅籠上下共 式百七拾式文ツ、

油紙 百八拾文ツ、

御旅籠大払 九両計り入用

帳場紙両ニ六七五

五六両入用

有馬屋

先荷物五拾七人・馬十式疋

当日 五拾六人・馬五拾疋

右之内三分増有之

一御闕札壹枚

但シ門前ニ立有之

御宿割り三拾日以前ニ御出有之候、尤細久手・加納之処、細久
手焼失有之差支ニ付、大漱・鵜沼江相成申候

一先払上下兩人羽袴兩人 ノ四人

一宿口迎上下兩人

一問屋場加役四人

右之通無故障相勤申候

安政六末八月二日 垂井・宇沼

一長州様 御下り 泊り

御判物

御目録なし

御上下三拾式人

右之内隣り江間違ニ而御入込有之、右御挨拶として五人

分れ本陣ハ廿七人御入込有之

御下宿なし

人馬 八人・四疋

切棒式挺・具足式荷・馬四疋

御旅籠上下共 武百五拾文ツ、

日雇なし

右無故障相勤申候

安政六未八月九日

垂井・鵜沼

一本多飛驒様 御下り 御泊り

越中様御家老

御目録 百五拾疋

御本陣入 廿三人

但シ以上共

上式人払

御雇 日雇 宿・武軒 六尺七人

式軒分持十三人

御旅籠 武百七拾式文ツ、

日雇 百八拾八文ツ、

人馬触 十三人・七疋

右ハ 道中方御名前ニ而有之候得共、御触面文言内ニ本多

飛驒与有之候

献上物不行届ニ候事、但シ右ニ献上ハ不相叶候得共、御途中上御迎并ニ献上用意不用御手当ニ付、右め録内式朱御見込有之候付、以後御通行ニ付如此取調以前通りニ可致候元ノ引徒

与曾右衛門与申老人

但シ以後御通行節ハ右之式分ニ少々者手品差可出候事

右之通無故障相勤申候

安政六未八月十日

越州御家老

垂井・鵜沼

一松平主馬様 御下り 御泊り

御目録百疋

御本陣入廿八人

外ニ 分払四人

ノ三拾式人

御旅籠武百七拾式文

日雇宿御宿三軒

壹 八人・武 十式人・三 八人

日雇旅籠百八拾八文ツ、

牽馬なし

幕打 本多様も右御泊

人馬触 十三人・七疋

但シ元ノ六尺・棒頭衆引請宿別埋無之候事

安政六末九月十二日

一献上物御断御座候

一宿割途中也、□□ニ差出し、諸入御□御入來有之候事

膳所

一本多_{しほせんの}主膳止様 下り 御昼

御目録式百疋

御旅籠八九人 百拾文ツ、

膳めし 六尺 十弐人

外ニ 十弐三人計り

御下宿馬宿計り

但シ馬計りニ而口付ハ別支度ニ御座候

人馬 人足拾五人・馬弐拾壹疋

當日分

賃錢前日宿割より大払

八月廿六日下り

一三井寺様 御昼休

御め録 青銅弐拾疋

上下九人 上弐人・下七人

御旅籠百五十文ツ、

御先触 本馬三疋・人足六人

右之通慥ニ請取申候、尤無故障相勤申候

一御宿割上下五人 前日御出被成候事

問屋目録なし

太田陣屋よりも人馬許戴并ニ御所用御使等無之候

八月廿六日 泊り 下り

一備前 水野主計様

泊り

御目録

御本陣入

御下宿壱軒十人 百七拾六文ツ、

馬なし

安政六末九月廿四日

姫路様

一酒井雅樂頭様御泊り 大湫・鵜沼・垂井

御目録 白銀三枚

此金壱両三分弐朱也 頂戴

本陣入拾五人

右之通無故障相勤申候

外ニ 下宿より詰之御方々

本陣賄ニ而 八九人計り 是ハ不用

同 日雇之者 四五人

御旅籠大払不残紙印鑑

上 三百文ツ、 下 弐百五拾文ツ、

日雇壱人ニ付 百八拾八文ツ、

当年至而穀高ニ付、百文ニ付七合計ニ候、左ニ

帳場錢入用

百四拾貫文

此金廿壱兩壱分弐朱

御下宿札宿 四拾八軒

油紙 川西組御家老衆 四軒

殿様分 九軒

其外 帳場 弐拾人計り

此割 壱軒 藤右衛門・伝左衛門

割帳場 拾八人計り 喜内・繕六

御旅籠大払錢入用

拾五両三朱ト弐百五拾かヘ

御家中幕宿割出し、下宿七八軒、但書物之分
其宿々ニ而納り候得共□

油紙 メ弐拾五六軒入用

不残拾壱式枚ツ、

人馬先触 弐拾五疋・弐拾五人

上下五人 外ニ日雇三人

当日御雇共

入用人馬 弐拾七疋・内弐疋雇

人足四拾七八人

内弐拾五人御定・弐拾人計雇

但シ馬計り大払・人足分ハ自分払

御所用御代官様

宿・いづミや 弥助

吉田次郎吉様代り

吟味役 渡辺半之丞様 上下三人

白銀式枚

御隨心御勘定所物書

外波作次郎

但シ是ハ御手札不差出候付め録なし

太田方手代

神野斧太郎様

御め録五拾疋ツ、

是者先年百疋之処、上屋敷類焼後格別省略ニ付、相減申
候等之事故右之通

追々御延引、廿四日御泊り、依之再御宿割様前日御出被成、

上下三人夜壱人のすうじんメ四人御出被成候

御獻上物御断ニ御座候

御幕有之申候
才領与曾兵衛様

御旅籠大拵

右之通り無故障相勤申候

一御台所急分ニ珍敷青物等有之候得ハ入用
一御下宿向至而六ツ敷候付、重而御通行之節たり共、下宿内込
不行届、御宿様ハ御承知ニ候得共、当日大迷惑ニ御座候

一御座向入用道具 燭台拾貳三本・手燭八本・御台所膳具・外
いろ／＼入用、時ニ寄而不同

安政六未九月廿八日事

備中倉敷御陣屋

一田中庄次郎様

御至急

田中陽之助様 下り 美衛寺・鶴沼

并ニ 御家内御一同様

御目録 貳百文

六百文

上三人

五百拾文ツ、下拾壱人

下宿なし

御所用無之候

人馬 貳拾壱人・馬八疋

外ニ 添十八人

御旅籠貳百七拾貳文ツ、

日雇宿式軒 六尺宿八人・貳番十貳人

旅籠 百九拾文ツ、

人馬触 十三人・八疋

右之通り無故障相勤申候

御本陣入貳拾貳人

安政六未九月廿八日 宿野口定兵衛

右ハ旦那庄次郎様御事ハ、倉敷御陣屋おるて御死去ニ付、若旦
那様并ニ御家内共御帰府ニ付、如此相勤申候

一越州御家老　　御泊り

御め録百疋

御旅籠先八月九日御通行之通り

御下宿　三軒　壱番七人・弐番七人・三番七人

人馬　拾三人・八疋

右ハ私シ方御宿之処、備中倉敷御代官御泊リニ付、差合有之、

無　拠野口定兵衛方江御案内奉申上候、依之以後御通行之

節ハ私方江御泊リ之段御願可申上候事

安政六未十月朔日登り

一小笠原左衛門佐様　大漱・鶴沼

御判持　上下拾人

上武人　三百文ツ、

下八人　弐百八拾文ツ、

御目録　三百文

御宿なし

一御宿割様江　弐百三百文計り

御□こん御引揚有之候

人馬　本馬壱疋・人足六人

右之通故故障なく相勤申候

安政六未十月三日

一笠松御郡代　御昼夜休

岩田鍬三郎様

御め録　五拾疋

御所用

鈴木八郎様

但シ、御手札御取為替ニ被成候

人馬

右之通無故障相勤申候

安政六未十月十一日　下り　泊り　柏原

一山門御執行代

御朱印守護

院様御内　久保右一郎様・杢田源五郎様

御目録百疋

御上下拾壱人

上壱人三百文・次通り十人弐百文ツ、

右内　三人御迎

先払武人

宿口御迎壱人

人馬　弐拾人・馬三疋

入魂なし

右之通り故障なく相勤申候

御上下拾七人

但シ、御手付様共不残本陣入、御持弁当本陣ニ而ハ茶
計り用意ニ而宜敷候

安政六末十月廿日

御乗出し前式分

彦根様若殿

垂井

井伊愛麿様

御泊り 鶴沼

御目録 壱両

大漱

御本陣入 四拾五人

馬三疋 但シ、御次向御家中馬共メ

下宿拾七軒之處當日增下宿式三軒有之

御旅籠式百廿四文ツ、但シ當日御願申上候得共不相叶

油紙旅籠百八拾六文

油紙宿帳場共五軒 但帳場十三人

右ニ付前広御約束ハ無之、御宿割様御出無之、日雇宿用意外
様手順ニ十式軒用意仕置候處、當日五軒入用ニ付跡七八軒之
處不殘不要ニ相成、依之下宿より迷惑筋願出候間、段々勘考
仕候故、何れの方よりも費・雜用之抱呉候者無之、乍去右宿
之内損掛置候儀ニも無之、無拠犬山并ニ所々ニ而損料蒲団代
丈本陣江手賄ひニ而八右衛門江三百五拾壹文遣シ、外ニハ夕
刻迄ニケ成ふさがり納申候

一御関札無之、紙掛札ニ御座候、尤別段御宿割ハなし、御飛脚
より取紙札并ニ下宿札共御渡し被成候

人馬触 式拾五人・式拾五疋

外ニ 当日臨時御雇人足 十八九人

一若殿人馬日ノ除キ分ハ無之候、夫ニ付問屋并ニ宿役人江目録
金無之、尤人馬方江ハ追々申入候得共、今般之儀ハ無之趣ニ

申聞候間、此段承知仕候

尾張様より

御所用

太田代官手附吟味方 吉田次郎吉

林小藤太 伊藤鋼吉

同断

贈物ハ御代官様江金三百疋、御手附様江金百疋ツ、都合三
抱ニ而金壱両壱分也頂戴被成候、尤前願御代官様之儀ハ御奉
札者、御紙面封状箱入御め錄前願通ニ被下候處、御手附分更
ニ無之、依之私シ心得ヲ以、御用人様西尾治部助江申達候處、

先年通行之古記録持參無之ニ付、相分り兼候間、是分ハ江戸
表着之上篤等取調差返り申候間、左様承知可有之旨被仰付候
間、其節亦々乍恐西尾様江私シ申上候ニハ、私シ方先年天保
十三寅五月廿一日夜御泊り之節ハ、ケ様ニ御代官初手附様江
も夫々為遣候記録ニ有之、尤太田陣屋ニも留記有之候上ハ、
弥以相違無之儀ニハ候得共、乍併被下物之儀ニ付先年ハ當時
御時節柄ニ付御断り之趣ニも御座候て、其段申通辭可申候趣
奉申上候處、左候ハ、難捨置次第ニ付、直様西尾様より御右
筆小浜善六様江右之段被仰付候間、早速御取計被下置、尤以
前之通夫々取調之上ハ御右筆方より御用人西尾様江御渡し相
成候、夫より早速方々江御渡し相成由、夫より御封状箱入可
差出旨、御右筆方より被仰付候間、私し申上候ニハ、最早此
儀付御役掛り夫々御宿向ニ而ハ數度奉伺候、今夕ハ余程深夜
ニも相成候間、彼是仕候得ハ、夜明ニも相成候間、先方御請

取持參仕候間、私シ江御渡被下候而ハ如何哉奉伺候処、左候

ハ、御尤之儀ニ付、貴公相頼候間、彼是手數相掛、此上も延

引之段ハ先方江も恐入候ニ付、其趣ニ而可然御頼候付、慥ニ

請取御手附様江差出し、請取書頂戴之上、西尾様御用役江相

渡し申候、尤請取書面左ニ相印置申候

名前御方々江申出候得ハ何事ニよらす相分り申候
一御旅籠御本陣初御下宿共名々拵候事
一帳場錢入用七両也

若狭屋正次郎

右之通り無故障相勤申候

過刻御旅館江罷出候付、私并手附之者江金子拝受仕かたじけなく、忝仕合奉
存候、依之右為御礼伺公仕候

安政六未十月廿六日

一飛州御郡代 筒松泊り・鶴沼屋・下川辺泊り

増田作右衛門様并ニ

手附 進野礼太郎様

増田上下十四人

進野上下三人

金五拾疋 御目録

錢百文 上壱人

同七拾弐文ツ、御手附初次より下也、十六人分如此

人馬 十三人・馬五疋

外ニ添 太田代官手附吟味方

御所用 林小藤太

先方より御奉札申書面写
以 手紙得貴意候、然ハ先刻ハ中納言様為仰御用向趣難有仕合
奉存候、愛磨江申聞、尚又江戸表より御礼等之御座候、先ハ略
ス

此節御掛り御役人様

御用人 西尾治部助様

御役名物頭 涉美平八郎様

御玄関出迎取次之御方 御徒士目附 森田源助様

御使者無之御奉札御取為替而已ニ而、御代官様よりも御礼御出
無之、御紙面ニ而御済被成候、尤御礼御出ニ付申儀ハ御め録頂
戴之御礼ニ御座候、以上

人馬方 高野与惣右衛門様

高野瀬喜助様

一間屋年寄伺之事
一遠道惣代触差出シ可申候

右御方々御宿割并二人馬方諸事宿方より通行就御用ハ、右之御

右之通り無故障相勤申候

安政六末十月廿日

大漱・鵜沼

一柳川様御家老

御泊り

立花対馬様

御め録五拾疋

御同勢 上下拾七人

上壱人 武人払 武百四拾文ツ、

牽馬なし

下宿式軒 内込

六人 八人

平人宿 十一人

人馬触 人足八人・馬六疋

雇頭上総屋喜右衛門

馬荷物おくれ候付、幕なし、燈灯計りニ御座候、以上

万延元申年分
閏三月廿二日

風呂 取揚壱本

次通 式本

下 壱本

右之通り無故障相勤申候

安政六末十一月十日登り

一雲州

大漱

松平出羽守様

鵜沼

御朱印

御本陣入 十七人

上四人 三百文

下拾三人 武百五拾文ツ、
日雇宿壱軒 七人 武百文ツ、

御目録 百疋

御宿取相談事無之

御上様江酒引廻付候而差出し申候

人馬 人足十人・馬武疋

右ハ此後御通行之節ハ日雇宿打込候而も可然事

旅籠名々払

右之通り無故障相勤申候

一筑州様 御泊り 細久手・鵜沼

御判物

御目録 百五拾疋

御本陣入 廿七人

内訳 廿武人 上旅籠

上分武百八拾文ツ、十六人

下分武百五拾文ツ、

日雇五人 百八拾文ツ、

御下宿壱軒

小河縫殿様 脇本陣

御め録百疋位幕打

御上下廿人位ニ相成申候

右用 八人 上分・十式人 日雇

右ハ重而御通行之節ハ右御方共前宿江奉伺、同宿之段奉願上

候事

御宿取江 旅籠錢相談更ニなし・引揚なし

酒肴出し申候

人馬触 人足四人・馬四疋 小河様分

同 人足式人・馬三疋

右ハ本陣触ニ而御請印奉差上候、以上

右之通り無故障相勤申候

万延元申閏三月廿三日

伊予大洲

一加藤出羽守様 細久手・鶴沼

御判物 御上り泊り

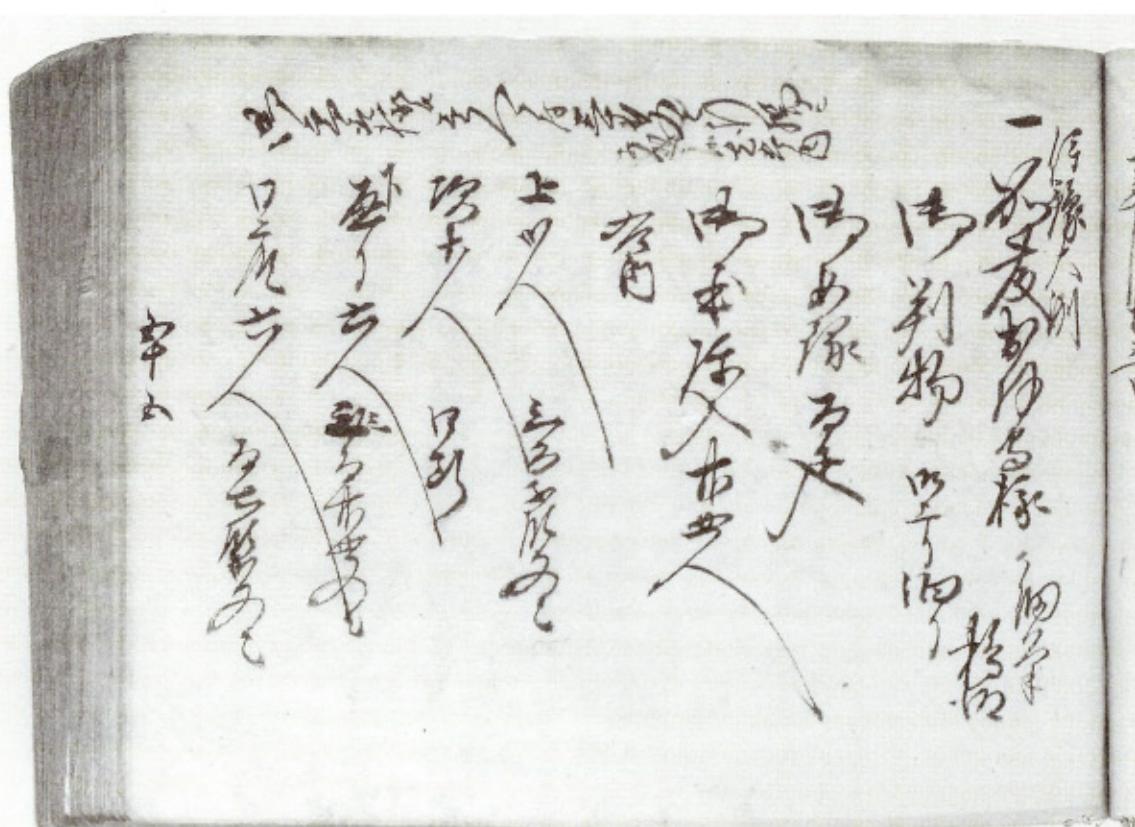
御め録 百疋

御本陣入廿四人

右内

上式人 三百五拾文ツ、

次十人 同断



下 通り六人 三百廿四文ツ、

日雇六人 百七拾弐文ツ、

〔書入れ〕
御宿取様江壱人ニ付三十弐文ツ、引揚ニ相成申候、尤右内〕



上壱人 切株・次式人 同
右人足物
上下拾七人
上旅籠式百五拾弐文
次旅籠式百廿四文ツ、

御下宿壱軒
日雇十人 百七拾弐文ツ、

是者隠居屋ニ替江入ル、尤本家内明座敷有之候共、本
家内込候儀ハ更ニ不行届由ニ御座候、以上

二之間 上式人 座敷江ハ

茶菓子・酒肴出し申候

茶之間 御払方 壱人 座敷江ハ

但シ 御め録も旅籠も此座敷より出ル

右ニ付酒肴出し申候、但引廻之事

人馬触 馬壱疋・人足五人用意

引請元ノ

右之通無故障相勤申候

万延元年四月十五日

一松平稻葉守様 御昼休

加納宿泊 う沼休 御嶽泊

金五百疋御茶代

錢入用 壱兩也、月並五拾安ニ壳申候
か籠六尺江酒壱升出し、是も定例ニ御座候

右之通無故障相勤申候

御旅〔通〕十八人 此分当日ニ御注文被成候

壱人ニ付百廿四文ツ、

御馬六疋 馬宿壱軒用意之事
別当廿人 此者茶屋支度

六尺廿人用意之事
外ニ 膳めし廿九人相済

御旅こ之分

右拾八人之外ニハ壱人も無之候事

幕打燈灯壱ツ張

閏三月廿七日

一久留米上り 御泊り 大湫

松平美濃守様

御目録百疋

鵜沼

支度代壱文ツ、・御払無之

此宿割前日之事・御関札壱本門前ニ立
紙の懸ヶ札壱札

人馬賃せん払前々日々御出し之事
関札役人八十日計前之事

人馬式十五人 式十五疋之外五分増ニ而相極候事

右之通りニ而相勤申候、以上

四月十七日

越州様御家老

一稻葉越五郎様 大久手泊・う沼宿泊

百疋御茶代

御本陣入廿一人 上共

上式人払 馬壱疋・人式人 宿・平助

壱番九人 定右衛門

式番八人 嘉右衛門

御本陣払 式百三十二文ツ、

下宿 式百十二文ツ、

此者瀧二郎ヲ当日の七ツ立ニ而宿引ニ遣し申候

右之通ニ而相勤申候、以上

覚

一筆啓上仕候、残暑候之処弥御別条有御座間敷、珍重存候、然
ハ筑前守儀、六月廿九日・晦日・七月朔日、右三日之内江戸表
発駕可被致、帰國候苦ニ御座候処、別紙之通其駅々可被致休泊
候之間、左様御心得御世話頼入存候、右ニ付拙者儀一日宛先立
罷越申候条、尚御面談可申述候、尤御宅御差支さしつかえ之事候ハ、外
御本陣江御願置可被下候、勿論其段拙者方へ早々御案内可被下
候、若亦各方外御本陣共御差支之事茂候ハ、猶又其段拙者迄
御案内可被下候、右御頼旁如此御座候、恐惶謹言きょうこうこうさんげん

六月廿五日

清水甚右衛門

泊方

大宮 熊谷

高崎 軽井沢

長久保 下諏訪

奈良井 須原

馬籠 鵜沼

休方 愛知川

板橋 本庄

塩灘しおなだ 松井田

洗馬せんば 鴻巣

御嶽 三留野みどりの 和田

加納 大井 福しま

醒
ヶ
井

守山

伏見
箱二入

右之通り七月二日御飛脚御持參可有之

有之

万延二年西三月朔日初り

一松浦肥前守様御上り泊り

御目録壹両壹分也

但シ何れも少人数

日雇宿帳場共拾五軒

日雇式百四拾文也

御台所初諸道入用無御座候
問屋場目録(二)

人馬 前日七人七疋 宿割

當日人足武拾五人·馬足拾五疋

後日十一疋 駄荷物

御宿割様上下七人、前日御出被成候、上分計り江式人前酒肴

御
關
札
式
枚

右帳場入用錢四五兩

御旅籠名々御拝相成候

一松浦此本是樣子也
是自然高秀者
勝方在方是形
但何是角也
是底方體共相承
五蘊者亦莫之能知
口底以爲形也
法度制形於道人前

但シ凶荒年別而米穀高直、米両ニ三斗四升五升位ニ付、如
此難渋趣段々願如此

右之通無故障相勤申候

文久元西三月十二日

筑州 (御用) 御竹泊り、鵜沼屋、加納泊り

一松平美濃守様 御昼休

御目録銀三枚

此金正金弐両弐朱ト百五拾八文

御旅籠百三拾八文

御本陣入御旅籠之分

廿四人 但シ茶方衆より大払、尤武人より名々裁許有之

候

御陸尺 式拾人不残膳めし

外ニ 御座敷廻りより勝手廻り之膳めし十式三人計り

御下宿四軒御宿割より被仰付候

当日々より約束下宿三軒計り、先手廻り壱軒、十人同五

人馬宿壱軒、又手廻り体共壱軒

一金百疋 問屋場江

是者御宿割御同道ニ而、人馬方御出被成候節被下候

御関札壱本御門前ニ建候事

前日御宿割様四人、但シ関札御役人様共御一派ニ而前頭通り四

人

一銀弐両 太田代官手付吟味方落合徳四郎

右ハ人馬裁許有之、御□□ニ付如此被下候、尤是者本陣江め録
被下御方より御差出しひ相成申候

人馬入用 前後、式拾五人式拾五疋御定願済

当日、五拾疋五拾人願済

入用高 当日馬四拾九疋・人足百五拾人

外ニ臨時入用之儀ハ一向無之候

御台所入用品等之儀ハ少々有之候得共、多分入用無之
人馬賃錢名々払御座候分・上増丈当日大払

問屋 筆役式人

加役 六人

荷付 十人

問屋年寄不残

右之通無故障相勤申候

四月

一蒲生織之助様 細久手・鵜沼

芸州御用人

上下拾一人

内 上下八人

日雇十人

三百五拾文ツ、
式百五拾文ツ、

茶代なし

人馬壱疋・式人 触

右之通無故障相勤申候

是者西座敷

吸物椀 十人前

通行笠 三枚

茶呑茶碗 三十

煎茶少々ツ、 壱盆

五徳付火鉢 八ツ

但シコビン共

たはこ盆 十五面

内 但上々壱ツ

火鉢十一 三ツ計り

大重箱四ツ組 壱ツ

あんばい見 小皿 十人前

魚串 廿本計り

右の方

屏風沢山入用

一 人馬 廿五人・廿五疋
外ニ 廿五人・廿五疋 是ハ尾州様より御沙汰ニ付御雇ニ

一 献上^{タマコ}葱酒五合入 料百疋
一 関札式枚 壱

而三分増丈尾州様より手当被成候

一 人馬裁許坪内鉄之助様 め録なし

一 問屋役人江金百疋被下候、是ハ関札役人より被下候

一 先女中七八日前ニ御出被成候、人改ハ先ニ印

諸道具入用

一本陣絵図入用宿割りニ差出し

右之通無故障相勤申候

五月九日上り

芸州

一 安芸少将様 上り

御嶽・加納

御昼休

御目録銀式枚

正金壹両壱分ト銀十一匁也

御旅籠百五拾文ツ、 御下宿馬宿共自分払相対之事

御旅ニ三拾九人

外ニ 六七人約束違ニ而間違入組

六尺 廿人 謄めし

外ニ 名々より注文ノ膳 十六七人

一 御関札役人兩人泊リ 三四日前ニ出被成候

一 御宿割上下四人 前日御出被成候

一 人馬 廿五人・廿五疋

外ニ 廿五人・廿五疋 是ハ尾州様より御沙汰ニ付御雇ニ

一 献上^{タマコ}葱酒五合入 料百疋
一 関札式枚 壱

但シ旅籠方之儀ハ夕朝共食捨ニ御座候間、其宿通行候節ハ

一 旅籠ニ而□□致事

一 御旅籠方追こし前夜泊り込、兩人右御方其日諸事引請ニ而御

勤被成候

一本陣絵図入用宿割りニ差出し

一 奥用台子 壱飾

表台子

壹飾

五月朔日

一芸州様□女中 上り・御泊り

上下廿九人

馬宿内込 馬武疋・人七人
人馬 十九疋・三拾人 觸

内 上分十八人 四百文ツ、

下分十壹人 三百五拾文ツ、

め録百疋

是者娘おとり前々ニ而別段ニ奉存候、定別ハなし

宿取引揚有之

人馬触ニ女中申儀無之

其頃医師并ニ御□□共名々触ニ而一統御登り能々かんか
へてみる事、尤登り外様江折々尋事

一娘おどり而ハ式百疋、外ニ前々江戸□団子よふじ差共戴候事(用意)

一当日藤吉八ツ立ニ而迎ニ遣し申候

右之通無御座相勤申候

五月十一日

大湫・鶴沼

御泊り

一市橋壱岐守様

仏正寺在所

御め録三百疋

本陣入 四拾三人

内 十六人 上下

六人 中

下分 四人

日雇 十七人

五月十日火急泊り

一小倉九八郎様

上下三拾三人 本陣入

下宿式軒式拾武人

外ニ食捨有之

分払有之

文久元酉年八月三日

一長崎奉行 休屋

高橋美作守様

御本陣入人数

一当日御宿割上下式人、暫御先々御出被成大取込ニ付、可成丈
大人數ニ而手廻し之事

但シ先々より御宿割当日之事、此座敷而ハ酒肴出し申候

一御旅籠大払日雇共本陣江大払之事

一駄荷并ニ乗下共大増、本陣入

一下宿 札宿五軒 是も十人より十一人位ツ、

日雇帳場共 四軒十一人位ツ、

一帳場小遣入用ニ無之候事断り

一今日□大払

右之通無故障相勤申候

右之通ニ相勤申候、以上

金百疋御茶代
金五拾疋献上料
にんとふ酒五合入

御宿料

御馬疋疋

御口附七人

河内屋

壱人ニ付四拾文ツ、御払有

御本陣入 三拾五人

壱人ニ付百文ツ、

此内 五人減ジ申候

外ニ 九人 六尺

御本陣入 壱人ニ付貳十八文ツ、

分払 三人有之候事

壱人ニ付百文ツ、

御宿割前日 五人

壱人ニ付百文ツ、払

本陣ニ而相勤申候

三人 荷才領

壱人ニ付 四拾文ツ、

人馬賃せん 六両計 両替之事

下宿之覚

御台所ハ立不申候事

御上様共本陣ニ而賄候事

但御膳椀共用意候事

二六人 坂井半之右衛門
一六人 河内屋
一六人 緺屋

文久元西年八月五日 大久手・う沼宿
一御高家衆 泊

大沢右京大夫様

御目録金百疋

献上料金五拾疋

御本陣入四拾五人

壱人ニ付 壱百文ツ、御旅ご之分

御下宿五軒

外ニ 御馬宿壱軒

メ下宿六軒

人數惣メ七拾六人

御本陣入初下宿也

壱人ニ付百文ツ、之御払之事

風呂取湯共 五本相立申候

内家内之人數ハ 七人上分

外ニ 下男 善左衛門 平吉

常藏 加役三人

下女 四人

辰右衛門

一六人	めうがや	次十式人	三百五拾文
一六人	立花屋	日雇	九人 式百六拾四文
一三人	平三郎	御め録百疋	但シ献上料共
	馬壹疋	触本馬四疋	
	乗かこ式丁	用意人足十九人	
	馬式疋		
	宿取引揚 壱朱		
右者御宿割之儀ハ当日ニ御越被遊候、尤早立ニ而御着之義ハ昼 八ツ時頃ニ御着之事、御出立之儀ハ丁ちん引ト申候而、全クハ 七ツ一寸すきニ御立テ相成申候間、其心得ニ相勤申候事			
文久式戌年分			
三月十四日御下り			
一金森磯之丞様	御昼夜休		
越州日崎			
金五拾疋	御目録		
上り 御旅籠百六拾四文ツ、 八人			
膳めし 十人計り			
六尺 六人			
右ハ途中迄引ニ遣し申候処、御張□□江参り候積り被仰付、難 有奉存候、以後も引ニ遣し申候事			
三月十七日 御上り			
一小笠原佐渡守様御泊り	細久手・鵜沼		
肥前唐津			
五□□			
御目録	壹両也		
御本陣入 上分十六人			
内五人台所引請			
引而 十壱人			
外ニ 日雇方	十壱人		
三月十六日上り泊り			
一紀州高野山	大湫・う沼		
大乘院様			
御上壱人	四百五拾文		
御旅籠上分 三百文			
内十六文ニ引揚有之			
日雇分 式百四拾四文			

御下宿札宿九軒

油紙 八軒

御宿割前々日上下式人、此方御旅籠内少々引揚有之

三月廿八日 下り 泊り
一仙藤讚岐守様 赤坂・う沼
御め録 三百疋

帳場錢六七両

人馬 人足式拾四人

馬 十疋

尾州より人馬裁許有之、加藤小六

日雇帳場共 五軒
旅籠名々払

本陣入 廿四人

内四人 台所支度用意不及候

上旅籠 三百三拾式文ツ、

次通 式百八拾文ツ、

日雇 式百四拾四文ツ、

御所用なし

人馬 式拾五人・十八疋

め録

一御関札なし、紙札壹枚

一御旅籠大払、当日

一人馬賃錢宿割より大払

右之通無故障相勤申候

三月廿七日

一越州御家老

岡部豊後様

御め録 三朱

献上葱冬五合入三ツ

御昼

一御宿割 前日 上下五人
先荷少々有之

帳場錢 三拾五六貫入用

右之通無故障相勤申候

四月六日

高家衆

一横瀬山城守様 赤坂・鶴沼

御め録百疋

右之通り無故障相勤申候

御献上料仕候処、料ハなし、葱冬五合入、そん仕候、以上

御本陣入四拾武人

外ニ八人 分私有之

御下宿八軒

引馬なし

人馬惣寄高

六百五拾人・馬式拾疋
御所用有之 吟味役・馬場多喜助

太田方手代・神野斧三郎

此節前宿伺候并ニ問屋年寄御機嫌伺等、不罷出候付、不機嫌

ニ御座候、以上、段々断申候以上、

名古屋御作事方親類有之、弟方

高家御用人 野村弥儀助江

寺尾半五郎并ニ六右衛門并ニ尾州春日井郡

安藤五左衛門供武人

高家家老 木村多宮 此人も大近付

右之通無故障相勤申候、以上

四月十三日登り

一河州様 御小休

松平淡路守様

御目録 式百疋

外二百疋 雨天ニ付別段増

御陸尺 十八人

膳めし

一前日御宿割様御約束請印仕候

一追越なし、尤御小休ニ付如此、当日台子入用ニ御座候

一人馬 当日式拾五人・式拾五疋 御定

外ニ 御雇 人足式拾四人

馬 廿式疋

右御雇之処、五分増ニ而式百疋御め録之処、助合より倍賃無之

候而ハ、繼立得不仕候由申出候間、其段掛合、尤右御払無之候

ハ、御目録別段違丁場儀付、式百疋も不被下候ハ、不行届由

被申聞候間、夫々式百疋被下、ノ壹両之御目録ニ御座候、以上

右之内

助合・宿割合

一人馬裁許無之候事

一玄関御幕打

右之通無故障相勤申候

四月十三日泊り

一大津惣代 垂井・う沼

上下七人

御旅籠三百五拾文ツ、

御め録五拾疋

上下共 御酒出し申候

五月五日交代寄合

一朽木主計助様 御泊り

御目録式百疋

御本陣入 弐拾弐人

御下宿三軒 札宿

徒士 壱

宿割方・川越方

壱軒

内込

本陣江 隠居や入

油紙 弐軒 しまや 金平

御旅籠 三百五拾文ツ、

油紙ハ 弐百四拾六文ツ、

人馬 人足十壱人・馬十四疋

御宿割、当日暫ク先江御出之事

御台所不用不入申候

本陣触五拾疋

夕 本膳・二之膳

皿・汁・猪口 百文計り・汁ニテ入

御宿割引揚なし

右御方々至而御静被成御方々ニ付、後日御通行之節ハ人少ニ
而宜敷候事

右之通故障なく相勤申候

五月七日

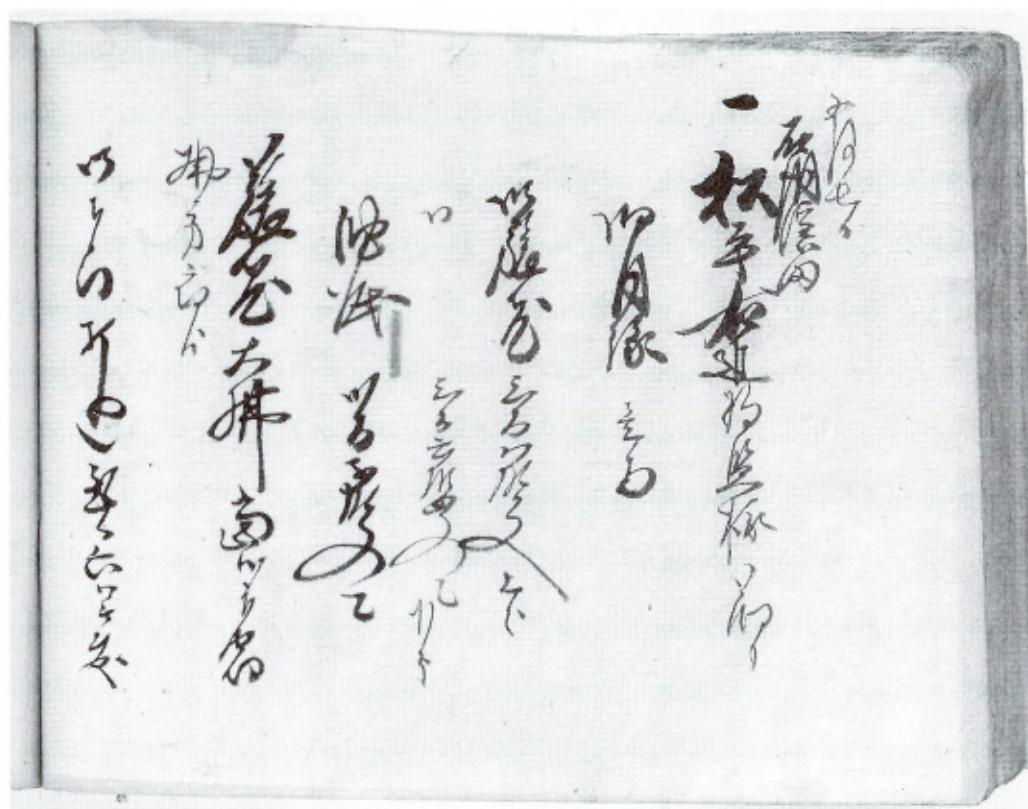
石州浜田

一松平右近将監様 御泊り

御目録壱両

御旅籠三百八拾文 上分

同 三百六拾四文ツ、 下分



油紙 式百五拾文ツ、

御旅籠大払、当御下宿払方宿より

御下宿打込至而六ツヶ敷不行届キ

但シ右替り御旅籠ハ少々外々より宜敷候間、重而御通行

節ハ、其心得ニ而宜敷候事

人馬賃錢御宿割より大払

御宿割様前日上下五人

内壱人御雇 但シ下宿帳迄ニ不及候、控計リニ而宜敷候

事

人馬 五拾人 内式拾五人御雇、倍賃錢

式拾八疋 三疋 御断

問屋め録五拾疋

札宿十三軒

油紙十三軒、帳場共・小使壱人

御本陣入 式拾八人 内式人御雇

但シ御台所役人共御台所ハ引揚なし、本陣賄ニ而旅籠分不

残本陣賄

人馬裁許無之候事

御定 三拾八人・三拾八疋 御泊り
前渡 式拾五人 式拾五疋ツ、入用

是も式疋、尤後日分ハ別口入用ニハ無之

御雇人馬五分増之事

入用高 人足百人 用意仕候處大不足、都合百五拾人程

入用馬

加役六人 筆役式人

先払四人 宿口御迎上下兩人

御旅籠之外、御払方ニ而錢五六両程入用、御台所肴少々入用、
用意之事

一御闕札壱枚 門前ニ立

一御所用なし

一御徒同宿宜敷処々可打事

一御払方用番ニ付、隠居や新座敷候、可打事

一御風呂屋参り候事

右之通無故障相勤申候、以上

五月十三日 上り

一松平越前守様 御小休

御目録三百疋

外ニ 百疋 是者若殿初而御入国ニ付、献上葱茗酒五合壱ツ
武百文、か□い壱枚差上申候付、如此被下候

ノ壱匁ツ、

六尺衆 式拾式人計り

膳めし酒出し申候

外ニ 別段両三人用意

人馬裁許無之候事

御定 三拾八人・三拾八疋 御泊り

前渡 式拾五人 式拾五疋ツ、入用

是も式疋、尤後日分ハ別口入用ニハ無之

御雇人馬五分増之事

入用高 人足百人 用意仕候處大不足、都合百五拾人程

入用馬

加役六人 筆役式人

先払四人 宿口御迎上下兩人

問屋目録三百疋 御雇之方江式朱、右内百疋宿方江請取、
式百疋助合、外ニ百疋、是者定別宿役人江被下候分、ノ壱

兩也

戊五月十四日

一因幡中将様 御昼休

御目録 銀三枚

此金壱両三分ト銀三匁

此節献上仕候処、右料出不申候間、御掛り役人衆江御尋申
候処、是者何れ之方ニ而も右銀三枚内ヲ以取計可申、別段
献上料ハ無之候事、依而是而ハ先方御催促有之候共、差出
し方断可申候

御本陣支度四拾六人

御旅籠 内訳 弐拾八人 御次向

九人 供目付初御役々坊主衆共

外二 六人 台所

三人 是者所々ニ而

御下宿四軒 供兵太夫 上計り八人

是者徒之衆ニ御座候、隠居や打

壱馬 七疋 丸平

武馬 六疋 蔤藏

三馬 十六疋 武助

右之通無故障相勤申候、以上

五月

一彦根様 御昼休

是者、前日断之調ニ御座候

一若州様御隠居

酒井右京大夫様 御泊り

御目録 壱両壹分

御本陣入 四拾弐三人

是者大払之事

御下宿 札宿三十三軒

油紙 弐拾弐軒丁場共

御下宿 名々払

本旅籠 四百文ツ、

右内引揚御座候

油紙弐百五拾文ツ、

夜具團蒲不足ニ付、巾井ニ犬山おるてかり入、相渡し申

帳場錢弐拾両計り

御宿割井ニ御関札共、前日御出之事

御関札 弐本 岩井や・和助 表

一御使并ニ御所用なし

例之本陣問屋共よりなし之趣相達之苦ニ御申聞有之候

乍恐御達奉申上候

十月廿六日

酒井右京太夫様、今廿六日当宿御泊りニ付而ハ御使等被為有候
苦之処、御省略中御取扱無御座候付、兼而被仰渡候趣、其筋御
役人中様江申上候処、右御答ニハ御申述之段、右京太夫江申達

候処、御念被為入候御儀難有致承知、其御筋江御達之儀ハ、猶
其許より可然頼入存候由被仰聞候、依之而御渡し相成候手札壹
枚相添、御達奉申上候、以上

戌十月廿七日

御本陣

手札此名張付

桜井吉兵衛

酒井右京大夫内
望月五郎兵衛

弓場勘三郎様

御陣屋

右節ニハ大キニ間違い出来仕候付、私・龟二郎兩人内ニ而、是
者先方ハ御役人出張之積りニ而、式百疋目録被出候処、是者先
方江直様御渡し之振ニハ不行届、私シ江申請之儀ニ候ハ、請取
直様御渡し、不行届旅籠、加納宿迄追欠取、山田九太夫外三人様
御出会之席おるて相返し申候、請取旨申候処、三人出会之席之
儀、并ニ貴公より請取書之儀戻し候間、是ニ而相済し候様被仰
付候間、此段承知仕、後而右間違筋御取調相成候て、其段望月
五郎兵衛、是者表使御目付役ニ御座候、勘定方役所ハ御役人山
田九太夫様ニ御座候、目録金子返金相渡し候御役人ハ山田九太
夫様ニ御座候、以上

右ニ付彼是手違前ヘ御□□ニ付百疋私江頂戴仕候、以上

右之通無故障相勤申候、以上

十月廿六日

野口定兵衛

一大田原飛驒守様

泊り

御遣骸

御め録 武百疋

同 武百疋

是者別段置替前へ

同 百疋

御花献上料

同 百疋 宿両断ニ付別手当分

御旅籠札宿 七軒

同 油紙 六軒

旅籠三百文

油紙武百廿四文ツ、

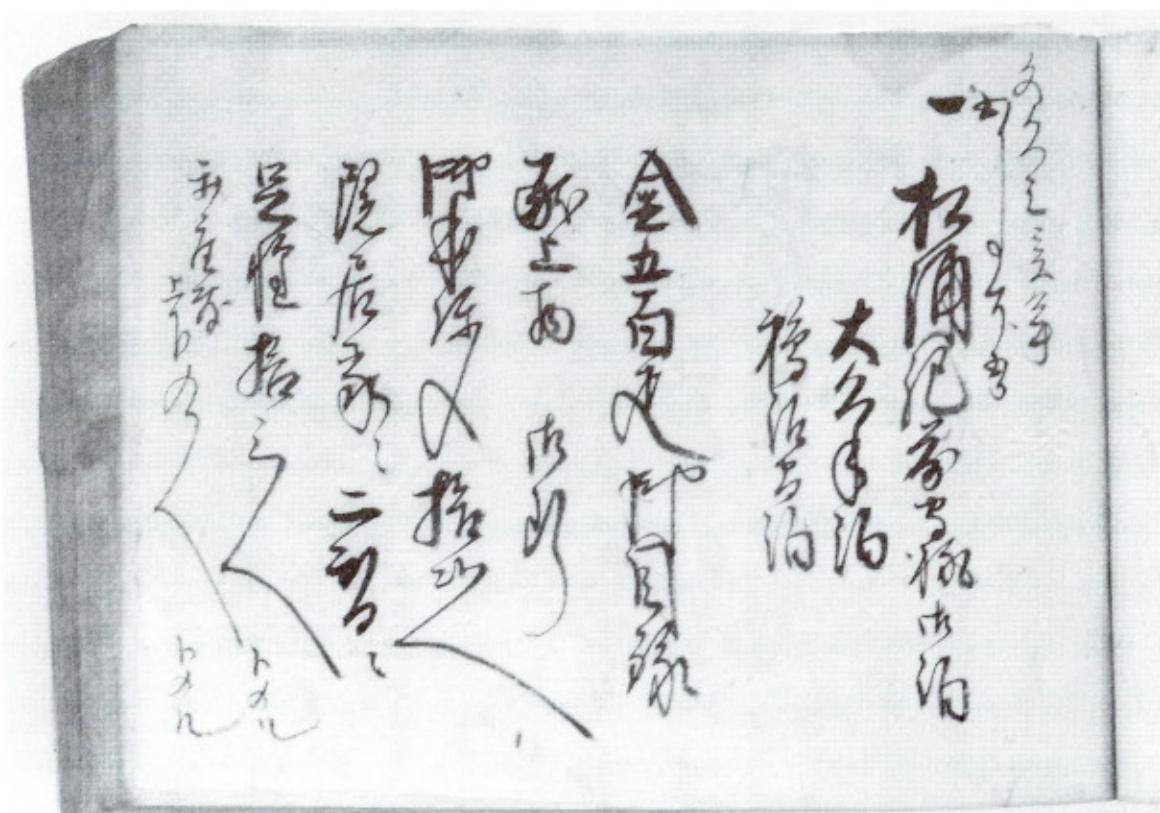
花獻上仕候

以後右様差添ひ候節ハ、誰様ニ不抱本陣より献上品差出し可
申候

右ハ若州様大田原様差合ニ相成候付、如此大田原様脇本陣江
御案内奉申上候、以上

文久三亥年五月廿五日

一松浦肥前守様 御泊



大久手泊・鵜沼宿泊
金五百疋御目録

献上物 御断

御本陣入 拾弐人

隠居家ニ 二替ニ

足輕拾三人 トメル

新座敷 上下九人 トメル

風呂 取湯 中湯殿

庭壱本、隠居家はしこ下壱本、同東新湯殿壱本

ノ五本立テ申候

帳場四六両入用

札宿三拾五軒

油札拾五軒

札宿之分壱人ニ付上下共 四百七拾弐文ツ、

油札 壱人ニ付弐百七拾六文ツ、

御旅こ大拵之事、兩替弐拾兩計有之候事

御伝馬人足 壱百五拾人程

同 馬 五拾疋程

人馬ちん賃拾両計、此者宿割ト御一緒ニ前日御越し被成候事

御宿割上下七人、上式人江酒出し、下之分ハ酒無し、右御宿割

并御関札役人もゾテ七人、前日ニ御出被成候事

勤之者

吉兵衛

同 妻

辰左衛門

同 妻

延三郎

同 妻

おてる

下男弐人

雇人

おミヤ・かめニ・久右衛門・長右衛門・重左衛門・市

十郎・清助

ノ式拾人ニ相勤候事

宿割、当宿江前日七ツ時ニ御着之事

右之通ニ而相勤申候、以上

七月廿三日

一大坂御加番 御泊

鳥居丹波守様

金式百疋 御茶代

御上下かし 壱人ニ付 三百七拾弐文ツ、

御本陣入 三拾四人

尾州様より御使有之候事、宿山久ニ可申候、尤両方共御あいさつ品無之候事

献上葱冬酒五合入金百疋被下候

七月廿四日

一高家衆 御小休ニテ

畠山飛驥守様

三百文 御金子

式朱 献上料

葱冬酒五合差上候事

壱人ニ付 七拾弐文ツ、払

平・汁・諸口・めし 四ツ 膳ニ而差出申候

右之通

御下向後ハ一向記録不留候間、当丑年より亦々相印申候、

以上

元治二丑二月より

丑正月六日

一大目付 御昼休

神保佐渡守様

同 大目付

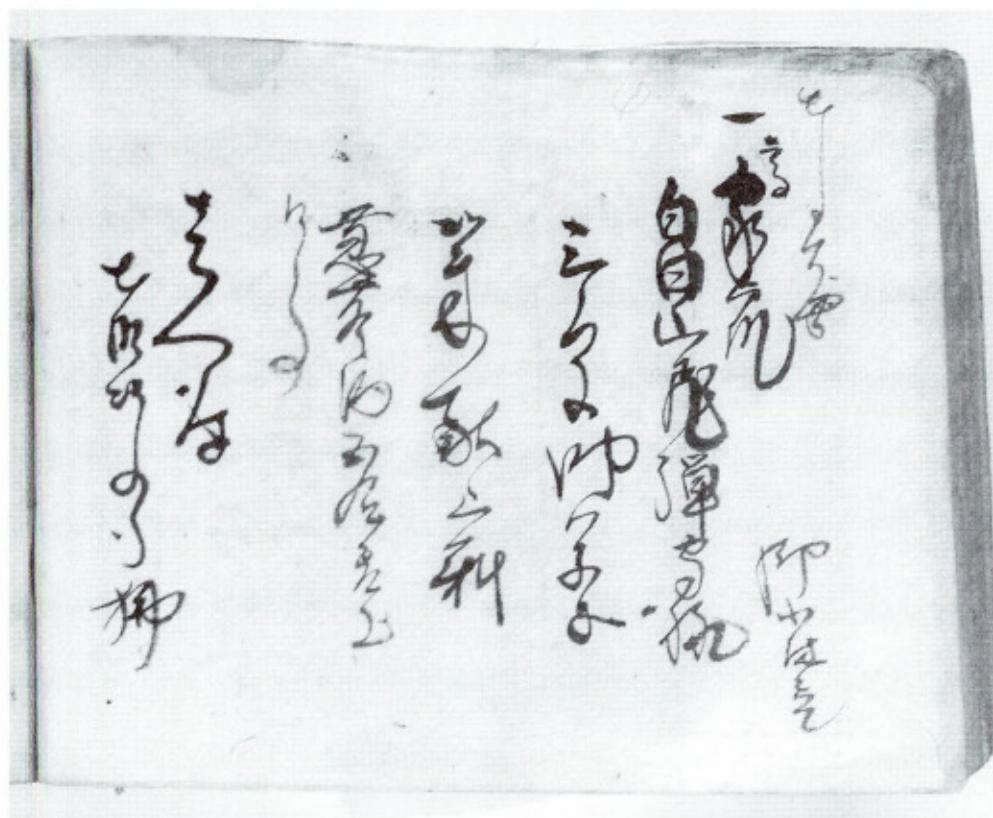
同 頭様 御合宿

御目録 五拾疋

同 壱朱

御本陣入 式拾五人

右之通無故障相勤申候



二月廿五日

一松代

河渡・太田

真田信濃守様

御昼休

御目録 壱両

献上料 壱分

御本陣入 九拾五六人

内上分 三拾五人

下分 跡不残

御下宿 弐拾三軒

御旅籠 上 弐百五拾文ツ、

下 弐百文ツ、

御宿割前日七人

御関札共弐枚

人馬賃錢大払、是者前々日御飛脚方より

当日御旅こ大払御役人様江酒肴見合少々出し候事

右之通無故障相勤申候

三月朔日

御目付

一加藤寅之助様

御目録 弐百文

支度なし

本陣入なし

太田・赤坂
小休

例幣使之由

右之通無故障相勤申候

日光御神着ニ付追振之通二月上旬公邊より宿役人名前書上被仰付候付、左之通書上申候

大道栄藏より内意

日光御参向御方々御名前左ニ

梶井宮様

知恩院様

村城大納言

日野大納言

□□中納言

中院中納言

葉室左衛門

野尻宰相

中御門左大弁宰相

清水谷宰相中將

小倉中將

飛鳥井中將

松井中將

植松少將

難波少將

石野治部大將

中園左馬頭

樋口左馬頭

高松少將

長谷少納言

錦織中務大將

坊城左大弁

北小路藏人

立倉様

老門様

右寄、御衆人方以下官人方ハ、文化度之振合ニ右之通極内々申

参り、二月廿五六日頃より追々御出立旨申由、決着之儀候、追

而可及御案内候、以上

二月廿八日夜 守山宿問屋 大道榮藏

公辺道中日附御奉行兼

山口内匠

布施孫兵衛

加藤寅之助

✓ 三人

右者此度公家衆參向ニ付、警衛取締為御用罷越候付、逗留中御用之書状ハ往返共無滯可繼立もの也

二月廿九日 信濃印

慶應元丑年

閏五月十三日

一土井能登守様御泊

細久手泊・鵜沼泊

一毫両

御目録

前日御越し

一御宿割様三人、此御方先荷御持チ之事、御当日分人馬ちんも

御拵之事

御下宿札宿九軒

日雇宿三軒

旅こ札宿壱人ニ付五百文ツ、

油紙宿一人ニ付三百五十文ツ、

風呂場壱

中湯殿壱

庭風呂式

✓ 四本 立申候

勤人 ヲ宮壱人

ヲ嶋壱人

✓ 其外家内中

尾州様より御使も被為有候筈之処、御省略中ニ付、其儀無之候間、御陣屋ニ而其儀先方様ニ注進ヲいたし筈、書相達し候手控

乍恐御達奉申上候御事

土井能登守様今十三日御泊、付而者御使等被為有候筈之処、御省略中、御取扱無御座候ニ付、兼而被仰渡候趣、其筋御役中様江申上候処、右御答ニ者御申述の段々能登守江申達候処、御念被為入候御儀難有致承知、其御筋江御達シ之儀ハ、猶其許より

可然頼入有之由被仰聞候、依之御渡相成候手札壹枚相添御達奉
申上候、以上

丑

鶴沼宿・御本陣

閏五月十四日

桜井吉兵衛

此處手札張付

土井能登守内
松浦鷹五郎

太田御代官様名當之事

奥田伝藏様

御陣屋

右之通御用相勤故障無之相濟可申候、以上

京都・御警衛御用

八月七日昼より八月九日昼迄

一真田信濃守様 御昼・御泊り・御昼・御泊り・御昼

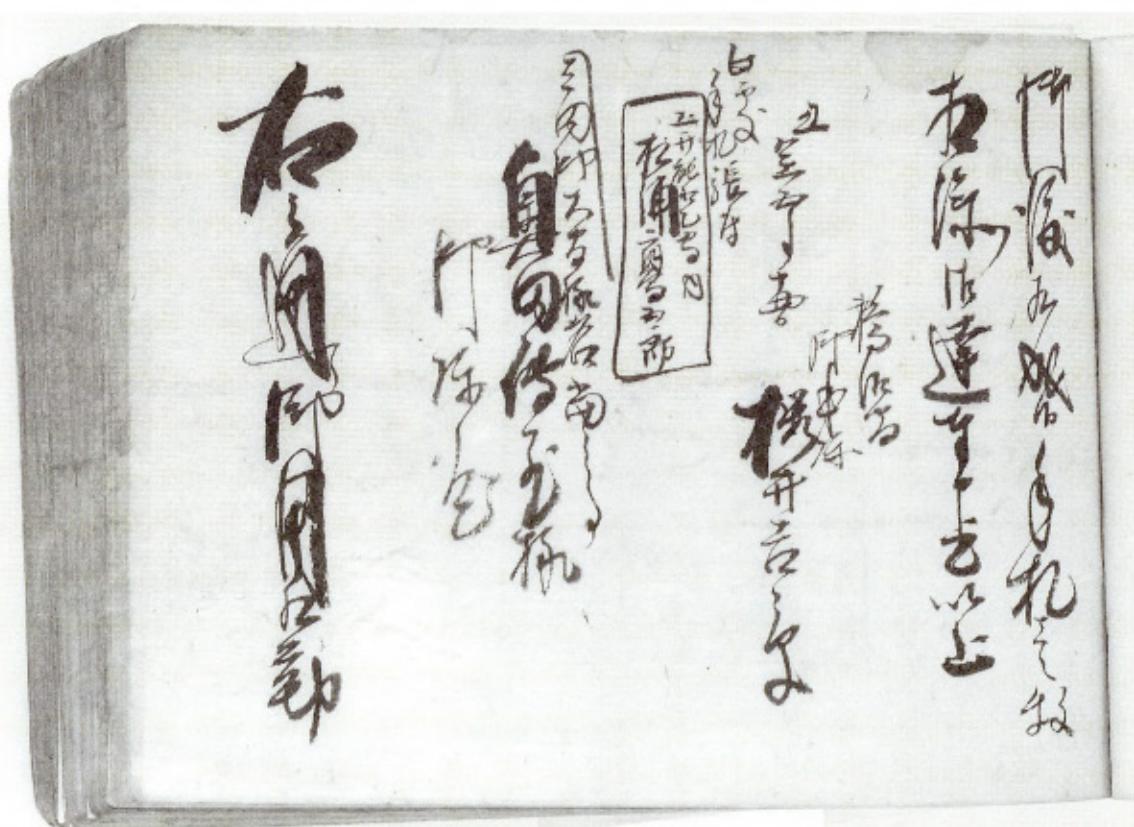
御目録 金五両也

御献上料 金貳百疋

本陣入 上 三拾人計り

下 四拾五六人計り

御旅籠大拵 上 九百五拾文ツ、



下 九百文

油紙 七百文ツ、

御下宿札宿 三拾七軒

油紙 十三軒

席割左ニ

(席割の図あり)

是者御拵方御着以前ニ能々相尋、此式分大事ニ仕、御叮嚀并ニ
御茶菓子、其外酒肴等御泊ニ候ハ、出し候間、取扱其故ニ而仕
切并御買上物代等大掛ニいたし、右酒肴代等有之候様仕、夫々
叮嚀之取扱可申候、以上

御関札 式枚

◎入用並通行

惣同勢 上 七拾五人程

下 三百九拾人程

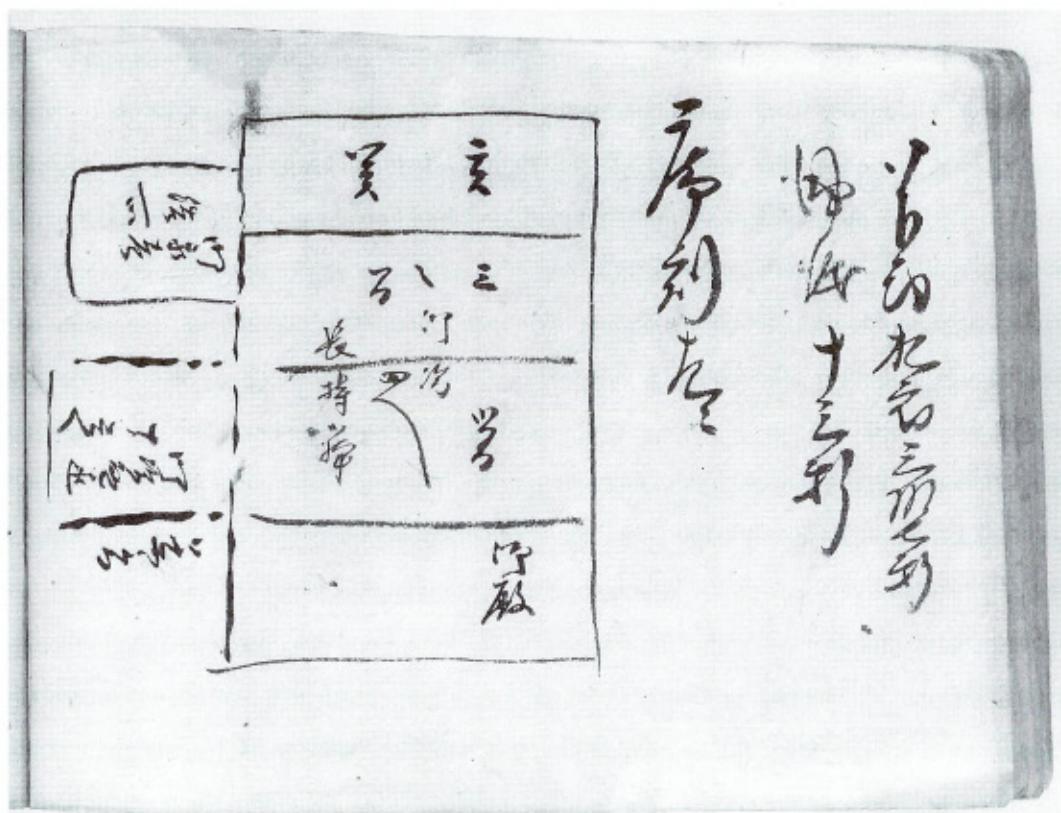
御旅こ銭入用

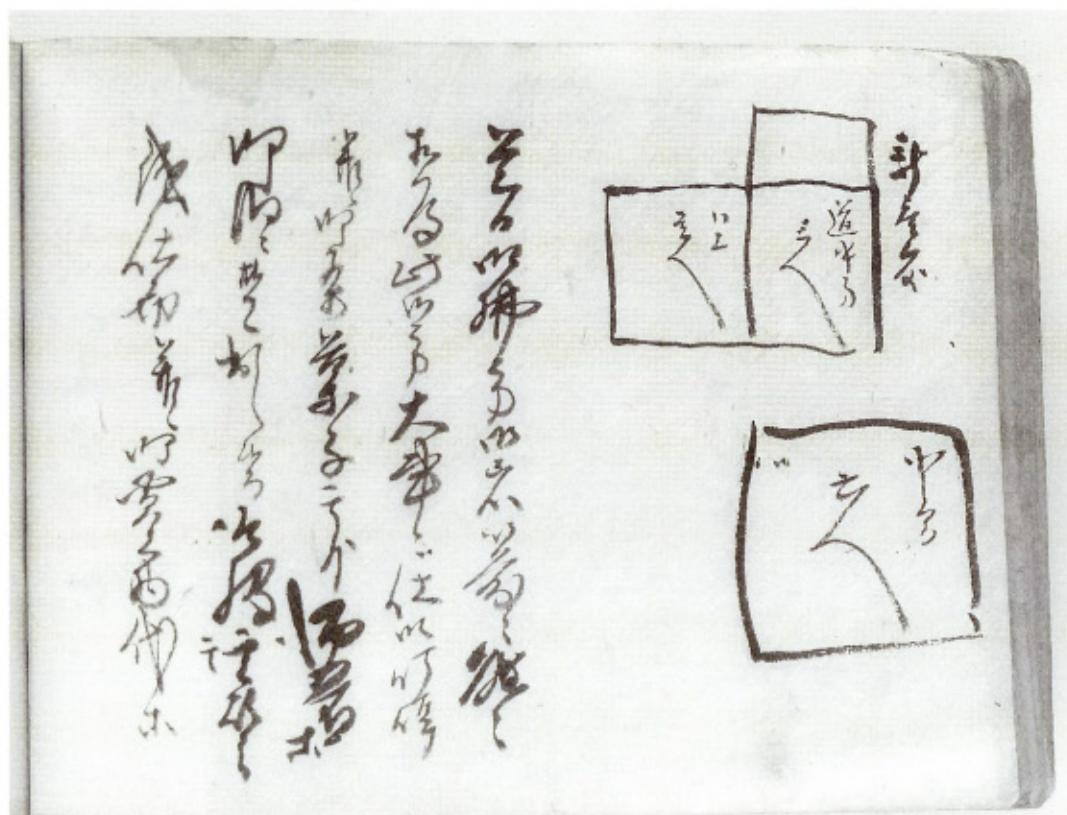
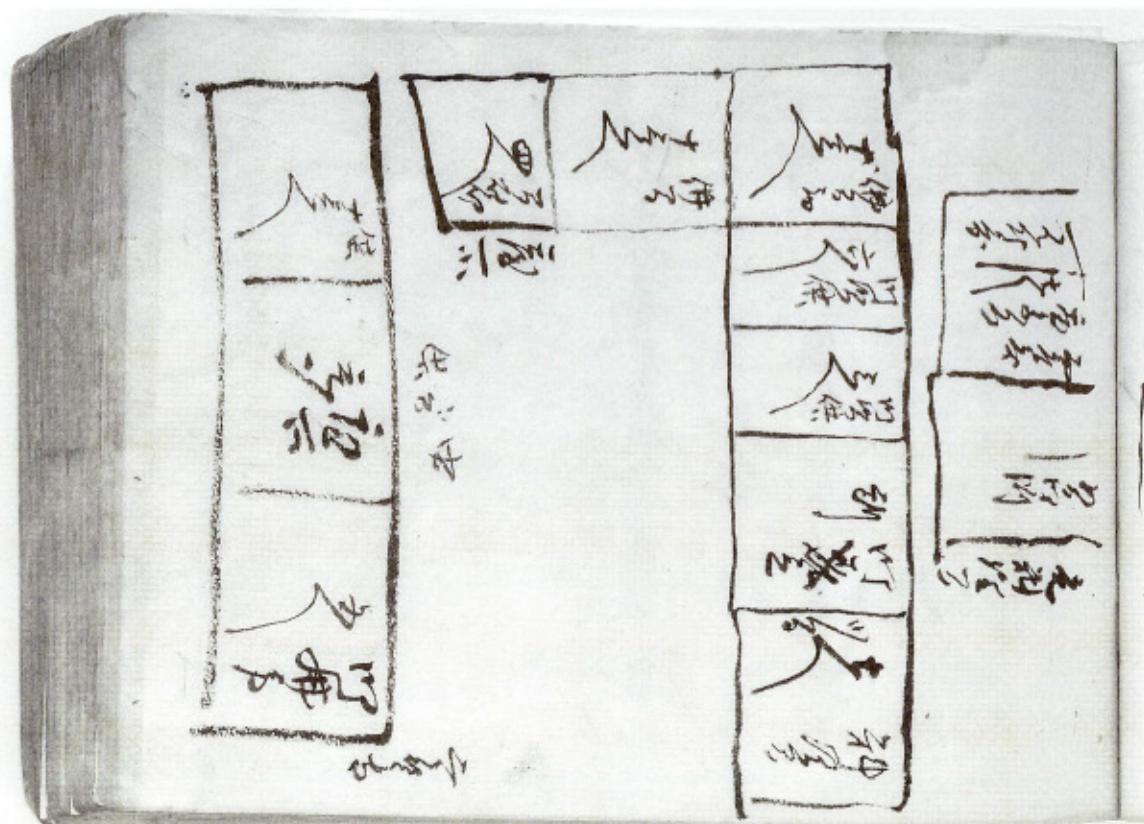
右之通無故障相勤申候

八月九日泊り

御側役

一赤木□左衛門尉様 御泊り
金式百疋 御め録





同百疋 献上料

上下式拾人 本陣入

下宿なし

先払 四人

旅籠四百文ツ、

右之通無故障相届候、以上

八月十五日 上り

一信州善光寺

大本願上人様御泊り

御目録 式百疋

献上物 五拾疋

是者八月十五日御目見ニ付団子并ニゆで芋共、メ三重
結構成重ニ献上仕候、尤平常ハ御請無之候得共、

目見ニ付別段御請も有之候

本陣入 上分 十五人 九百文

下通 四人 八百文

日雇六尺 六人 八百文ツ、
御宿割前々日老人御越被成候、以上

問屋目録なし

先払式人

人馬 三拾五人 馬式疋 渡

右之通無故障相勤申候、以上

一松平能登守様 御泊り

御目録 五百疋

本陣入 式拾人

御旅こ大払

内四人 台所引揚

是メ三百文ツ、

上下なし

日雇 九百七拾式文ツ、

宿割上下 三人 前々日

下宿八軒

油紙五軒

錢両ニ七八貫文

米百文ニ壹合式勺ツ、
右之通可勤候、以上

寅十月六日下り

一善光寺 泊り

大本願上人様下り

上下三拾老人

下宿なし

旅こ壹貫式百文 上分

壹貫ツ、下分
先払四人米□之儀、壹貫式勺ツ、

目録式百疋

外ニ 五拾疋 是者御帰り節闋札被付如此

右之通相勤申候、以上

慶応四年分

当正月三日伏見ニおるて公方様并ニ会津其外者、京方・芸州・
土州・長州・因州など合戦有之、其後玉鉢被仰出、日本國中御
清事向相替り、右ニ付京都江御上下之御通行左ニ

正月廿二日下り

公家衆

一高松様 御昼休

御目録式百疋

御上下拾五人

御警衛彦根

十八人 河内屋

御払ハ断申上候付なし

右之通無故障相勤申候

正月廿三日

一綾小路玄蕃様 下り 御泊り

相良惣藏様初

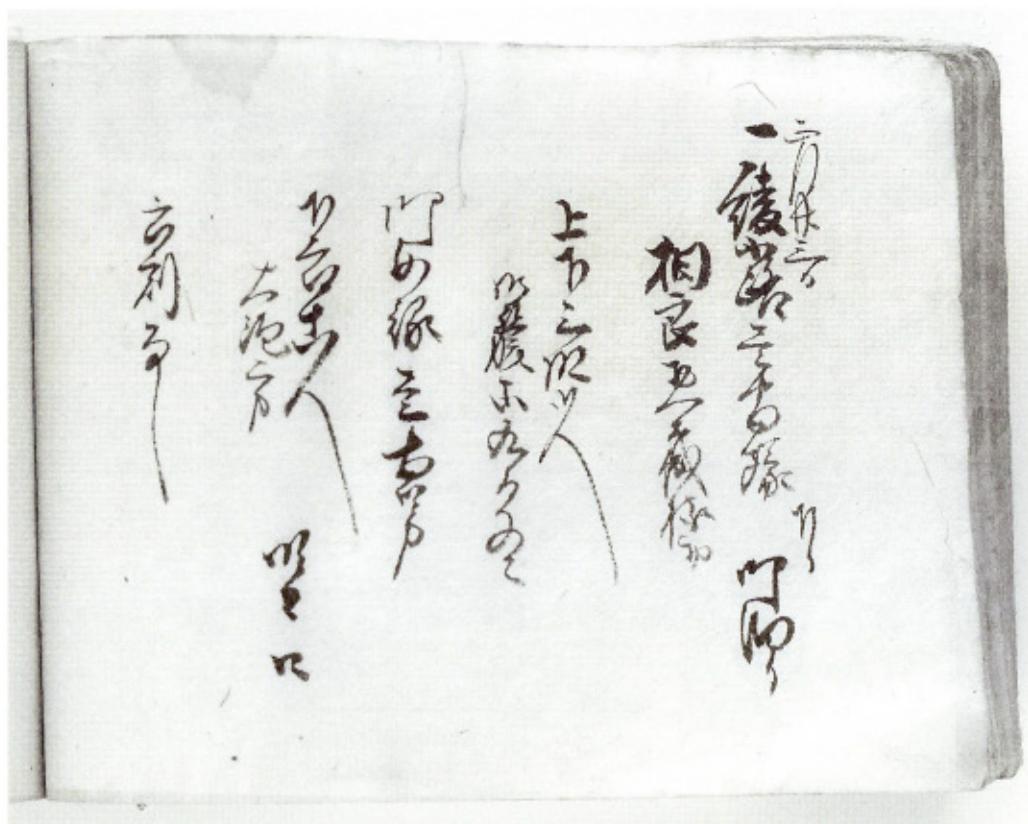
上下 三拾式人

御旅こ 九百文ツ、

御め録 壱両式分

下宿 十八人 大泡方 野口

宿割なし



正月廿五日

公家衆

一綾小路侍従様 御泊り

同断 御昼

御目録 弐両

御旅籠 九百文ツ、払

但シ御昼付ニ而如此

二月十二日

信州旗本

一座光寺右京様 下り 御泊り

御目録 百疋

三朱ツ、御旅

上 武人払

上下十武人

牽馬なし

正月廿八日

一野呂瀬半兵衛様 御泊り、尾州大番頭并ニ組共飛驒高山御陣

屋行

本陣入 三拾人程

百疋 御め録

下宿 弐拾四軒程

右之通無故障相勤申候

二月廿二日

一〇薩州様 御昼休

△大垣様

壱朱 茶代

○四百人程

△五百人程

右之通相勤申候、以上

二月十日

一遠山信濃守様 御泊り

御め録 壱両壱分

本陣入 武拾五人

下宿 三軒

油紙なし

御旅籠 武朱ト武百文ツ、

廿二日

一因州 御泊り

和田壱岐

御本陣入 百廿四人

惣人数 九百人程

御目録 弐百疋

廿二日 泊り

一土州様 野口

人数弐百人程

廿三日昼

一岩倉太夫様

同八千丸様

御目録 壱両弐分

御献上料 弐分

持弁当ニ付支度 壱人もなし

下宿五六軒用意

台所用意仕、右場所おるて取計

外ニ 御警衛

長州

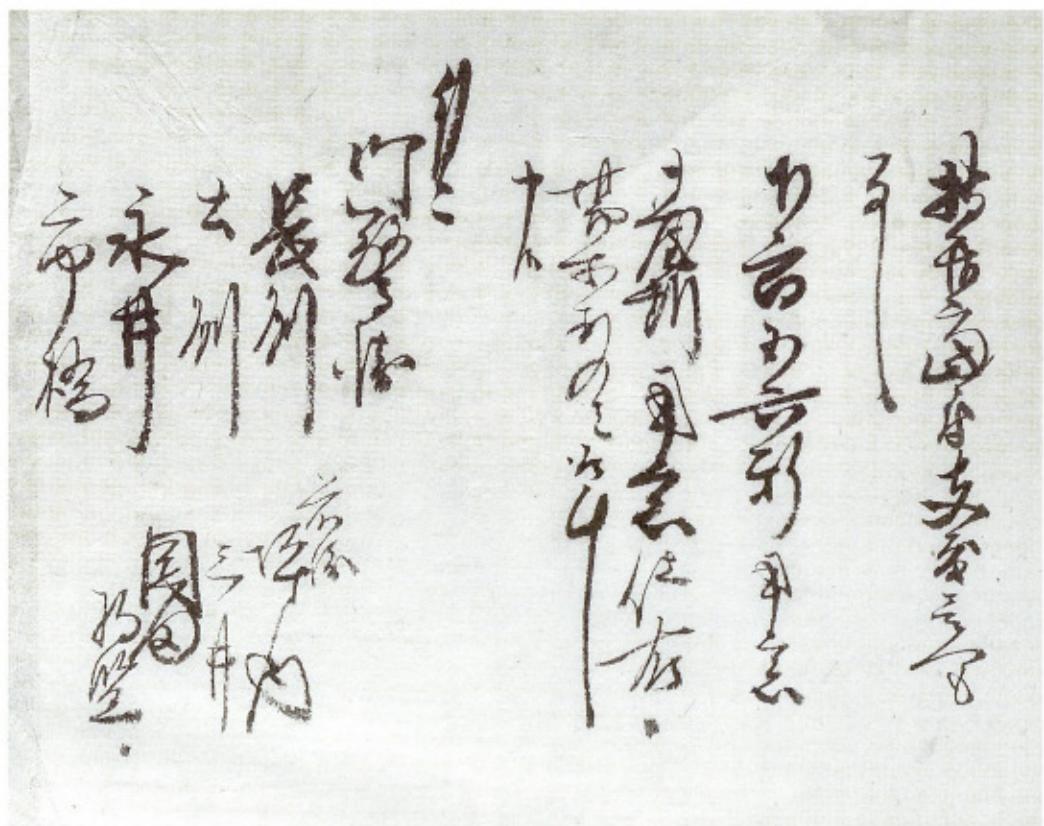
前渡坪内

三井

岡田將監

永井

市橋



二月廿三日 御泊り

二月廿四日

一彦根 本陣入

河手主水跡荷

大砲方 五拾六人

大砲玉葉沢山 五拾棹

河手主水・□□徳次郎様

一彦根様

御人数 四五百人程

御本陣入 百拾五人

御下宿 八拾軒程

御目録三朱

青山様

御人数

高次様

御人数

市橋様

御人数

✓

尾州様

御先手物頭組共

式組

御目付壹人

壱隊

是者当日御見江警衛

三月廿六日頃

一因州様跡荷

大砲方 五拾六人

一大嶋甲斐守様 御泊り苦御昼ニ相成

御目録 三百疋

同 三百疋 関村方より

御支度 三拾人程

馬壱疋

小 村役人五六人

前日より迎ニ参り

右之通相勤申候、以上

三月十四日

一姫路若殿 御泊り

酒井玉之助様

御本陣 三拾式人

下宿 五軒

御目録 是者両式人

御旅籠 上三朱

下式朱ト式百文ツ、

右相勤申候、以上
油紙 五軒

三月十五日

一 奥山主税様 御泊り

上下 拾五人

馬なし

旅籠上下三朱ツ、

百疋 御目録

三月八日

一 中条兵庫様 泊り

上下三拾式人 本陣入 九百文ツ、

百疋 め録

馬なし

下宿なし

三月十二日

一 遠藤但馬守様 御昼

五拾疋 支度十式人 四百五拾文ツ、

御上様壱人 三朱 御賄

宿割前日式人

御旅籠 上三朱

三月六日

一 竹腰龍藏様 御昼
百五拾疋 め録

人数四拾人程 本陣入

下宿 七八軒

油紙 三百文ツ、

二月朔日二日 泊り

一切通し御陣屋

安藤理三郎様

人数三拾五人

め録壹両式分

旅こ六匁五分ツ、

御逗留ニ相成申候、以上

下宿壱軒 河内や 十五文

三月十六日

一 信州田野口 御泊り

大給縫殿頭様

御目録 式百疋

御本陣入 三拾五人

下宿 三軒

旅ご 武朱ト三百文ツ、

御上様壱人 武人払

御宿三人 五六日前

同

牧野様 下り 河渡・太田

七百文 め録

六尺共 膳めしなし

四月二日

一善光寺 大本願上人 御泊り

御旅こ 上三朱ツ、

中武朱

下壱貫武百文

御目録 武百疋

壱分 若旦那様

松代様御警衛共

本陣入 六拾人

下宿式軒 十六人 坂井

十五人 河内や

四月三日頃

一上田 御昼休

松平伊賀守様

支度 十五人 壱人ニ付壱朱ツ、

御め録 壱分武朱

六尺 八人 膳めし

宿割武人

飛脚壱人相渡 前々日

御着入用御次ニ御上様御膳本陣賄

四月八日下り

垂 鶴 細
(坂井) (鶴浪) (細久手)

一仙台様若殿

御泊り

左京太夫様

但シ高松ヨリ御養子之節初而御入帰国

御目録 三両三分

三月上旬

一小諸 上り 小休

牧野遠江守様

五百文 め録

六尺 膳めしなし 加納

四月十五日

御下宿三拾軒程

油紙なし

御旅こ上下共 弐朱ト武百文ツ、

御台所御買物沢山式両式分程

御台所立申候御役人五六人支度なし

御旅こ名々払

御宿割上下式人

人馬賃錢名々払

御役人五人ノ七人

是者前々日御出被成候、以上

人馬 百五拾人・馬四拾疋

□所目録 (坂半^{坂半}石^石) 坂半預り

是者白木綿井ニ結城・犬山焼、沢山御買上ニ相成、重而御通
行節ハ、右代呂物沢山用意可有之候事

右之通無故障相勤申候

四月十日子

一江州長浜旗本 御泊り

内藤甚郎様

上下式人

壱人ニ付三朱ツ、

御目録百疋

右之通相勤申候、以上

四月十六日

一信州善光寺 鵜沼御昼

大勸進權僧正様

持弁当ニ付支度壱人もなし

御目録 百疋

御宿割 上下八人 前々日

外ニ 御筆紙壱枚

御中判料 壱人付五拾疋

百文ツ、ケチミヤク料

大人數參指有之

當家より献上 美酔五合入壱坪

右之通相勤申候、以上

四月十六日
一東本願寺二男

靈壽院様 泊り候

空安寺

当家より献上 美酔五合入壱坪

金百疋献上料頂戴仕候

上下人六拾人程

右者飛州高山御坊江御出候節、此節ハ所々寺々計りニ而御休泊
相成候、以上

二畠台 空安寺江かし申候、以上

四月廿五日

一遠山信濃守様 伏見・三衛寺

小休茶屋壱

五拾疋者事

右之通相済申候、以上

四月廿五日飯田様 下り

一堀美濃守 御昼 河渡・伏見

御目録 式百疋

御支度 七八人

壱人ニ付壱朱ツ、

御宿割前日兩人御越被成候、御昼約束ハ当日昼□計り御先手
兩様兩人へ御越被成候

六尺支度なし

右之通相勤候、以上

四月廿六日 高崎八万三千石上り
一松平右京亮様 ^{すけ} 様 御昼・御泊り
御め録 壱両式分

御本陣入三拾五人

□□事式疋

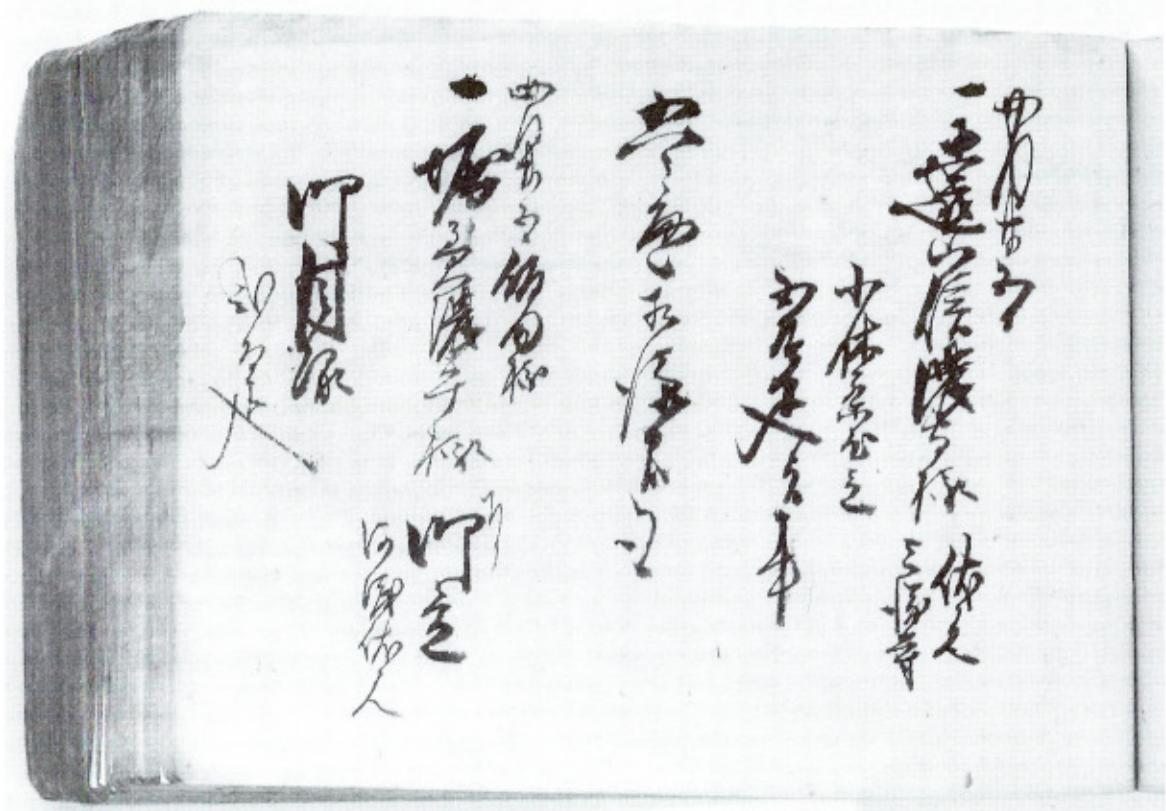
御下向札宿 十六軒

油紙なし

御旅こ壱貫三百文ツ、

昼旅コ 五百文

御宿割前日九人



御出被成候、御接約ニ付、関札御幕等もなし

御台所立申候、以上

内三人 日雇払

御下宿三軒

油紙式軒

右之通相勤申候、以上

四月廿六日 上分

上州沼田城主三千石余

一土岐隼人正様 御泊り

野口定兵衛

酒肴少々出し

払方式百疋引揚

御殿様本陣賄弁当共式分被下候、以上

右之通無故障相勤申候、以上

四月廿九日

一大垣

永井引越先江

乗かこ十五六丁ニ而上下式拾七人

本陣差支候付野口方ニ而御泊り

下宿油紙式軒

四月廿九日 下り

羽州天童式万石余

一織田兵部大輔様 御泊り・御本陣

御目録 壱兩也

御本陣入 四拾六人

濃州小原御旗本

閏四月四日夜

一遠藤慎之助様 御泊り

御目録百疋

御本入拾壹人 内四人 六尺

式朱ツ、旅ご

牽馬なし

右之通相勤定宿被仰付候、以上

弁当付八百文ツ、
御昼支度 三百文ツ、
御め録なし
信州行之節如此

閏四月七日

か納(金)・ミ竹(脚運)

一上田

小休

松平伊賀守様

御め録百疋

支度なし

六尺七人

せんめし(金)

百廿四文ツ、払

犬山焼沢山買上相成申候

人馬十五疋・五拾人

内 式拾五人雇

内式三人荷寄

問屋場め録

式百疋

内百疋 当番

百疋 下役

右之通相勤申候、以上

四月九日十日御逗留

一戸田淡路守様

御泊り

御人数八拾人

内 四拾四人 本陣

式拾八人 坂半

十弐人 しまや

御旅こ 壱汁一菜ニ而

四月十三日より下り
一前橋様前後(五日)いつか之間御通行、宿前後ハ四五軒位入用

一石渡又市様 本陣入

前橋番頭組共 御上下式拾七人

但シ御道中方共

御旅籠壱貫百五拾文ツ、

右者御宿割様より被仰付候間、無故障相勤申候、以上

四月十四日

一前橋家老

山田太郎右衛門様

御上下九人

牽馬壹疋

外ニ 御組々式拾人程

隠居十三人

御目録式百疋

是も道中方より被下候事

旅こ前同断

油紙壺軒内込十人

十五日

前橋少將

一松平大和守様 御泊り・御昼

御目録 昼 五両也

是者當年より私方御用達并ニ御定宿御願濟ニ而、道中方より被仰付候、尤其節御家老御用人衆与達濟之上、取計ニ預り申候、以上

御下宿三拾軒・油紙八軒

御宿割三日前ニ御出被成候、道中方上下三人相越候事、御宿割様惣人數之内より旅こ引呉四両遣し候處、是者大キニ手違仕、日々道中方付□并ニ當日も道中方有之候間、夫々ニも少々ツ、ハ御配分不仕候而ハ迷惑仕候間、重而御通行節ハ其段等等相心得、惣方向割振付候様可致事

一御台役人五人支度用意不及候事
一御買物隨分沢山御座候、道中方勘定書ニ印形押、夫より御金払方向罷出、金子頂戴仕候事
一御本陣入 三拾五人程
一掛札ニ御座候、以上
右之通無故障相勤申候、以上

十六日泊り
一前橋

向坂長左衛門様組共

本陣入四拾人

め録なし

札宿式軒

右之通無故障相勤申候

四月十五日

一遠山美濃守様 泊り・脇本陣

御目録壹両壹分

御本陣入三拾人

下宿七軒

油紙式軒

馬壹疋

御宿前日御出被成候、御下宿割ハ旅ご共当日御下紙之事

右本陣前橋様へ差支有之、脇本陣向御案内奉申上候、以上
本陣宿骨折ニ付百疋被下候事

辰閏四月廿一日

関御殿様

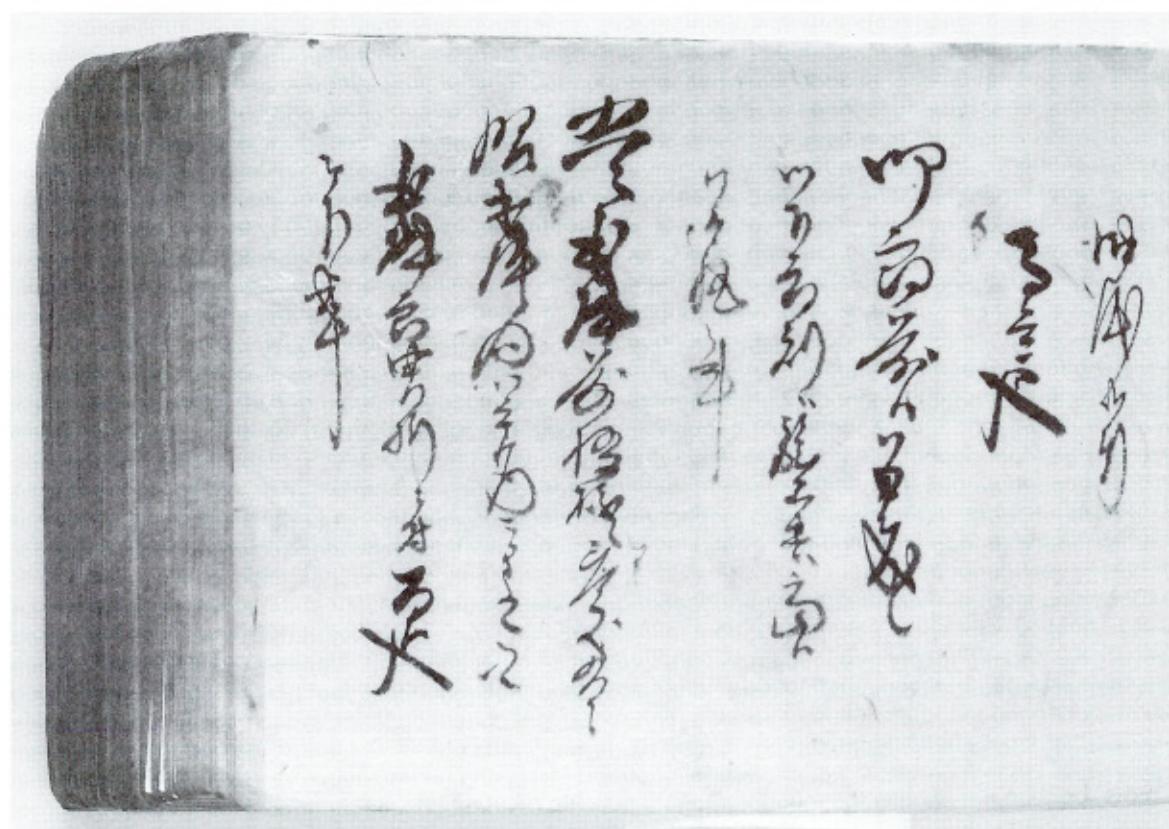
一大嶋摠津守様 御泊り

御奥方様并ニ

御膳家中 柴山様

御上下三拾五人様

御壹人ニ付三朱ツ、
引上り 式分ツ、 手廻り頭江向



御宿割当日

御約束ハ関庄屋河村彦十郎より前々日申付候、尤当方よりも河
村江向頼遣し候事

御目録四百疋

名古屋・小牧・鵜沼、当節八疋・泊り・昼ニ相成候

是者翌日通行廿二日

一助川様初 御泊り

六家内様

御上下式拾式人

御目録百疋

是者同断前日河村より申参り、御宿仕候、以上

引上り 式朱 才領衆より

右之通無故障相勤申候、以上

辰閏四月廿三日

上州高崎松平与申候 御下り

一大河内右京亮様御泊り

御目録壹朱壹分

御本陣入三拾五人

内 四人御台所、引上り賄用意不及候事

御馬式疋 本陣入

御下宿十七軒

手人小人荷物持ニ付油紙なし

壱番式番奥長持与申処、初油紙ニ御座候

御宿割半日先江御越、上下七人、茶代五拾疋被下候、蟹谷昇太
様与申御方御越被成候、以上、外ニ附役夜中ハ問屋役、或ハ御
用達与申町人衆御出被成候

御旅籠鑑札ニ而大払、是者以下宿之内より名前
御払方 釣野永之助様
永井次郎介様

上下式拾人

二日後辺ニ御出被成候

金三分
御め録頂戴仕候

御払方茶代

右之通無故障相勤申候、以上

但シ三衛寺・太田与申候処、太田尾州様ニ而差支相

成、当□向御泊り被仰付候

御献上物断相成候

風呂取揚共四本

雇人三人男共

右之通無故障相勤申候、以上

辰五月四日

壹万石越後椎谷 赤坂・鵜沼

一堀右京亮様

御泊り

御め録五百疋

御旅籠上下共

大払 壱人ニ付 壱貫六百文ツ、

御下宿四軒 馬宿共

油紙三軒 壱貫文ツ、

献上物取切ニ御座候、以上

御宿割前日御座候、上下四人

御台所在不申、尤本陣賄之事

御膳料式分式朱

御本陣入式拾六人

人馬 廿五人・馬九疋

右之通無故障相勤申候、以上

五月廿日頃

一彦根様 持弁^{持手} 昼

御人數式百五拾人計り

是者惣人數之内より

式兩 め録頂戴

五月十九日頃

一日向^既飽肥 御昼

御人數五拾六人程

是者昼夜ニ付白米式合ツ、

◎百文ツ、御払

め録ハなし

右何れも前日宿割御出被成候、以上

下宿式軒　式朱ツ、被下

外ニ　酒肴沢山御買上也、大混雜ニ御座候

六月十六日

御昼

一伊予大州

御泊り

加藤遠江守様

御人数百十三人

会計方御定通り

白木四合・壱木ツ、

外ニ　式両　御手当

本陣入　四拾人

六月十七日

御昼

久松壱岐守様

御人数百式人

外ニ丁場三拾六人

本陣入五拾人

御め録惣人数江式両手当

右ハ何れも甲府城御警衛として御出被成候、以上

六月十二日夜

御登り

一安藤様

御人数六拾六人

御旅ご式朱ト百五拾文ツ、

御目録七百疋被下

四月九日調落分

一諏訪伊勢守様　御昼

御宿入　式分

御本陣入内込共　四拾五人

御昼旅籠　壱朱ツ、

右之通相勤申候、以上

七月八日上り

一新田侍従　御昼休

是者由良播磨守様与申候方ニ御座候、以上

御本陣入　式拾七人

御宿入　五拾疋

御昼旅籠　三百五拾文ツ、

右之通相勤候、以上

八月朔日

一松本様　御泊り

戸田丹波守様

御目録式両

同性熊之進様

御泊り

御目録壹両

脇本陣入

御旅籠壹貫五百文ツ、

内引揚

御下宿十六軒

御私方少々相談有之

御宿割前々日上下三人、御旅籠当日極り、此御方御道中方可成
丈叮擗御案内酒肴少々□□出候事

御用人宿向御機嫌伺之事

御本陣入三拾五人、尤下宿より詰之衆ハ□張本陣支度之

事、槍持与申十式人之内より

八月二日昼より三日上

御本陣

一諫訪伊勢守様

御泊り

御昼 式度

御泊り式度

御目録 三両三分

外ニ 式百疋 別段御手当

式百疋 御献上料

御本陣入十人

御旅籠式朱ト式百文ツ、

御昼壹朱

右者御宿割様御取極被成候得共、当日御私方御役人様御見へ、
御引揚御座候間、重而御通行節ハ右ニ順シ少々見込□候事

上下十式人

葱冬酒壹坪献上有之

本陣献上ハ更ニ断り相成候、以上

右之通相勤申候、以上

八月朔日

御宿野口

一諫訪伊勢守様御泊り

御目録壹両壹分

御本陣入拾八人

御下宿左ニ印

右者八朔松本様与差合相成、御宿脇本陣江御案内奉申上候、以
上

御本陣御宿之節ハ下宿より壹式軒内込被遊候事

砂崎川留ニ相成、依之御逗留ニ相成申候

御旅籠当日大拵之事

右之通無故障相勤申候、以上

八月八日

一岩村 御泊り

松平能登守様

御目録五百疋

御旅ご壱貫五百文ツ、
日雇壱貫百文ツ、

御本陣入 三拾七人

御下宿札宿 四軒

油紙三枚

御旅こ当日大拵之事、引揚なし

◎相場ニ而少々引上御座候、以上

御台所立不申候

御本陣賄ニ而大六ツケ敷多分ニ入用相成り申候、以上

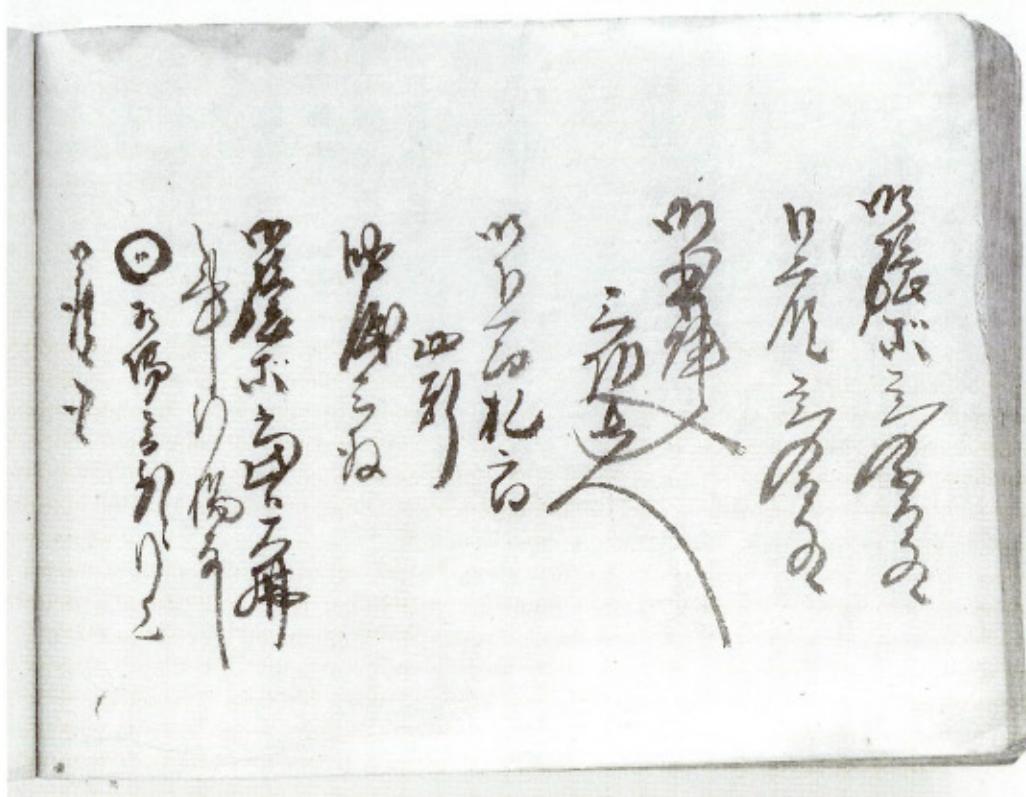
重而御通行節ハ、代呂物御看寄至候事

右之通無故障相勤申候

外ニ 御拵方御台所御役人様、本陣賄之節ハ少々さしこ酒

壱升か亦ハ御看等少々出し候事、以後心得有之候事

一献上物御掛り御台所御役人様ニ付、是等も叮嚀ニ可仕候事



右之通無故障相勤申候、以上

八月廿四日

信州高遠十之字内藤

上り

一内藤若狭守様

御泊り

御め録 三百疋

細久手・鵜沼

外ニ 百疋 御使取扱ニテさし出し被下置候

御本陣入 式拾三人・御台所役人共

御旅籠上下共 壱貫五百文ツ、

御下宿 式拾五軒

御旅ご大拝之事

油紙なし

右之通無故障相勤申候、以上

九月

信州岩村田

一内藤志摩守様 御小休昼

御目録 百疋

六尺 初手廻り共

十五六人 支度

壹人ニ付式百五拾文ツ、至而麓末ニ而不苦候

当日先番之御方より御約束ニ有之候

右之通り無故障相勤申候

九月廿五日

下り 三衛寺

新加納定之由泊り

内藤志摩守様
御目録
百疋
六尺
十五六人
支度
壹人ニ付式百五拾文ツ
右之通り無故障相勤申候

徵兵隊軍務管御人數五百人并ニ寄人足共五拾人程

✓

御本陣入 上三人

次通り役々 弐拾三人

外ニ 六番隊之内 弐拾五人

ノ五拾人

其外下宿脇本陣初 五拾人位より弐拾五人六人七人迄
御旅籠置札ニ而弐朱ト弐百文ツ、之内、壱人ニ付百文ツ、

引揚有之候事

御宿割、当日五六人御出被成候事

御目録なし

重而通行節ハ少々献上物可仕候事

此御方札拵ニ而至而宿々大迷惑、こんさつ仕候(注解)、召使も多分

ニ入用之事

牽馬百疋有之

右之通故障なく相勤申候

九月廿六日 ミヘ寺

一北小路宰相様 御下り 御泊り

御目録 弐百疋

御膳料 弐百疋

但シ弐之膳付酒出し申候

御本陣入 拾五人

下宿なし

付属役々

下宿 野口・坂井 両人

御使番御使御座候、并ニ太田陣屋よりも御所用有之候事、三

宝役介役

朝田幸一郎・黒田東四郎

同心弐人先払

宿よりも先払上下弐人、宿口御迎并ニ宿案内等五六人出ス

尾州様より献上も有之

右之通り無故障相勤申候

辰十月朔日

一伊東左京太夫様 加納・鶴沼

御人数御泊り 百拾五人

御本陣入 三拾壱人

下宿 五軒

壱朱ニ白木四合

外ニ 四百八拾文ツ、頂戴仕候

御旅籠丈ハ正金払奉願上候、以上

人馬質錢札払

風呂 三本

御目録

幕打 本陣

幕 但シ御宿割当日上下四人

右之通無故障相勤申候、以上

十月朔日頃

一田宮如雲様

御小休屋

昼百疋

御目録

上下八人

昼支度木錢米代 払

右之通無故障相勤申候

十月九日頃

一尾崎儀平様御事

八右衛門与改名

外ニ壱人

附属役々

上下拾三人

御目録 百疋 壱人ニ付六百文ツ、払

札払之事

御酒肴等差出し申候、以上

右之通無故障相勤申候、以上

十月十七日

一田宮家御人数

下り 昼

三拾九人

吉崎小膳様

本陣壱人

下宿三軒

御目録なし

四月三本

印付

支席

奉候候の事

中止

壱人ニ付貳合ニ銭三百文ニ 札払

右之通相勤申候

十月十七日

三衛寺

一徵士形官監察司 知事 泊り

松岡嘉助様

銀

形□官監察司判事

新川吉蔵様

外十三人

壱人ニ付貳朱ツ、札払ニ而

御目録

右之通無故障相勤申候、以上

壱人ニ付貳朱ツ、札払ニ而
御目録

十月廿四日より十一月廿七日頃迄追々通行
一越後路管軍御藩々様方御帰國

芸州様 二夜

因州様

薩州様

土州様

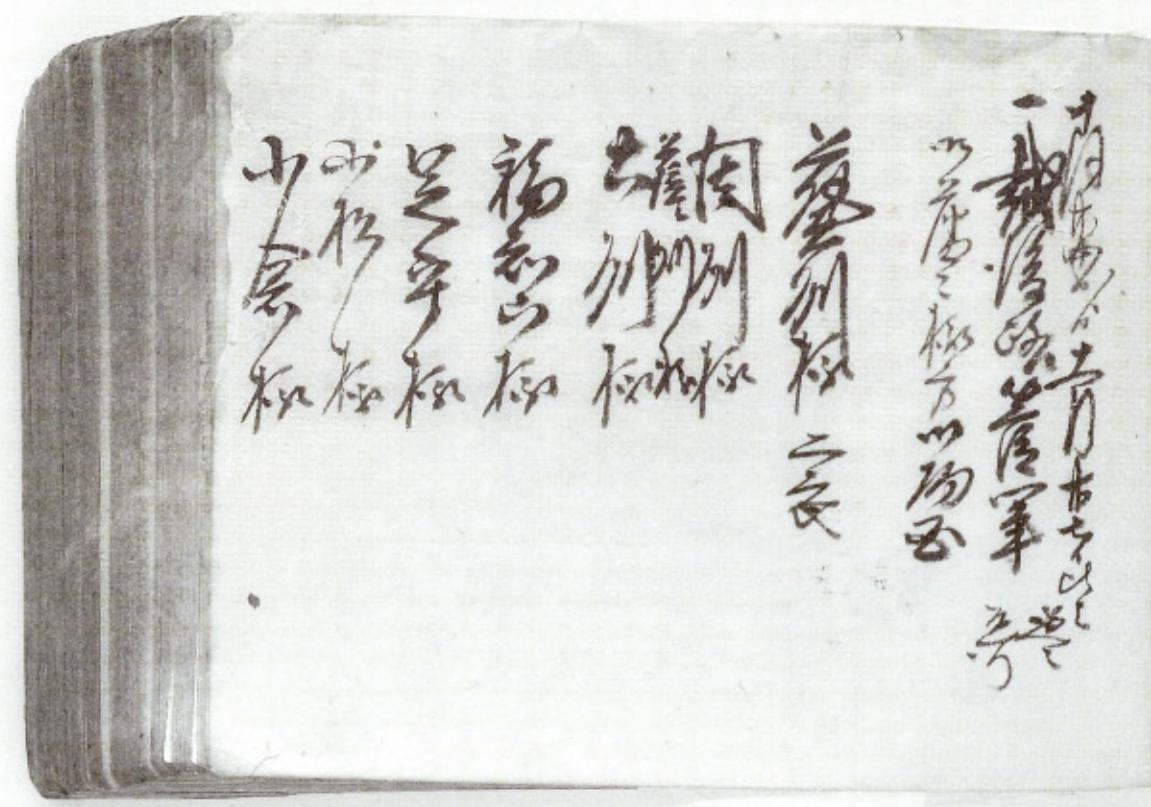
福知山様

足守様

小松様

小倉様

三日月様



森 様

長州様

軍務管様

多田□様

右之外衆中追々御休泊有之候

十一月廿六日

一松本様 御昼

御目録 弐百五拾疋 札払

御陸尺 十四人 賞めし 弐百文払

御次向 十八人程

札ニ而壹朱ト貳百文ツ、

此御方様御献上物相叶申候、以上

御宿割前々日御通行

御台所立不申候、以上

御飛脚方町疋ニ致候事

右之通故障なく相勤申候

十一月廿六日夜

一松代様御家老 御泊り

望月帰一郎様

正金 御目録貳百疋

御上下八人 上壹分

次三朱ツ、

下拾匁ツ、

是者札払与存候処、正金ニ而御払有之、大キニ御氣毒仕候、
以上、重而ハ内々御尋ニ申上候、以上

御次湯立申候・下風呂壹本

右之通故障なく相勤申候、以上

十一月廿七日御上京之節

一田宮如雲様御小休

御目録 金百疋

御支度なし

兵隊壹番貳番、其外諸役共見送り百六七拾人程

右之通無故障相勤申候、以上

十二月大晦日

一松代様 上り

御昼休

御め録 壱分

外ニ 貳百疋 大晦日手当

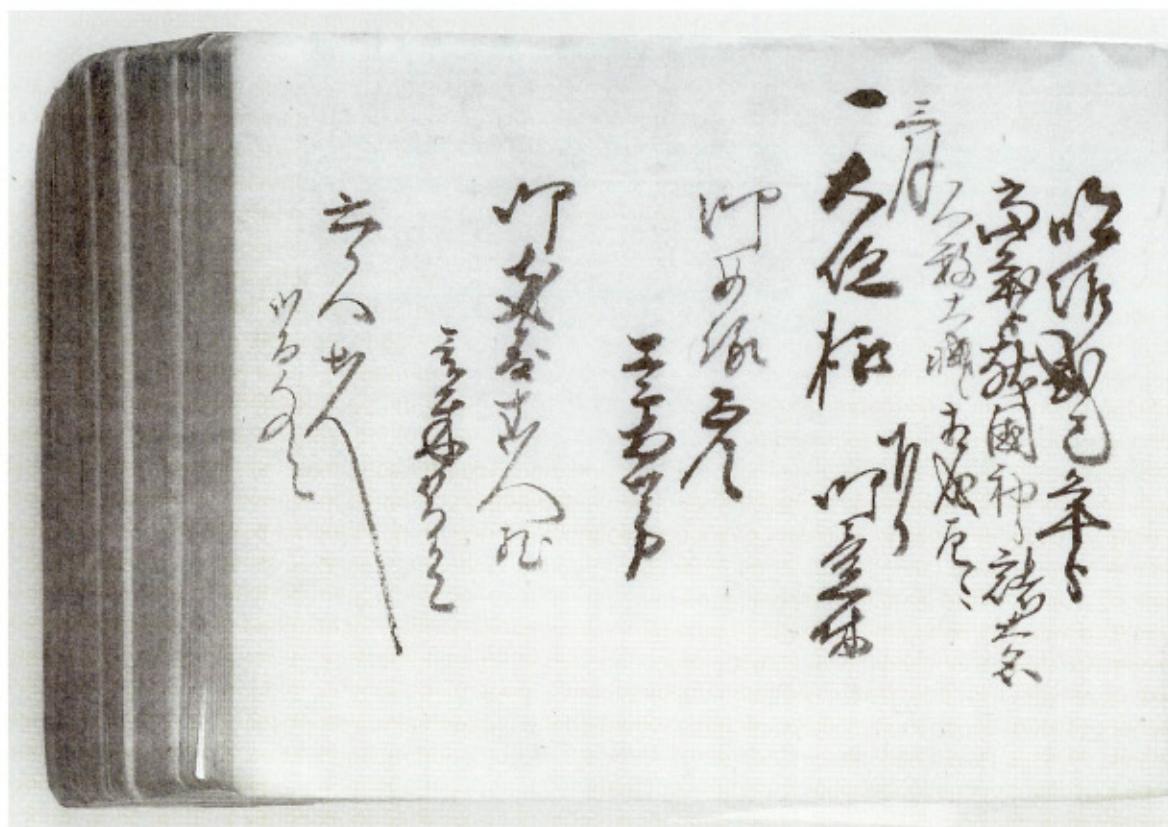
御支度五拾人程 五百文

六尺共

下宿なし

右之通相勤申候、以上

当年より献国初り、諸大名人数大減し相成、左ニ



三月 下り

一大垣様 御昼休

御め録 正金壱両貳分

御支度十式人程 壱朱貳百文ツ、

六尺十人 式百文ツ、
下宿相対ニ而 なし

右相勤申候、以上

三月八日

一戸田淡路守様 御泊り

御め録 壱両

御本陣入 式拾八人

御旅ご三朱ツ、

献上断り なし

御使なし

右相勤申候

五月十七日 扉

一藤波様 上り 御昼

御目録壹朱

御旅ご 壱朱ト式百文ツ、
御上下十式人

人足三拾武人

馬なし

出立 七拾武人ツ、
使御所用共なし

右之通相勤申候、以上

是者山科宮様事

五月廿四日 泊り

一山階宮様 上り

御目録 式百疋

御旅ご 百疋ツ、

上下十式人

馬壹疋

人馬寄 式拾五人
馬

御使番内藤信兵衛

牽馬 壱疋

上下五人

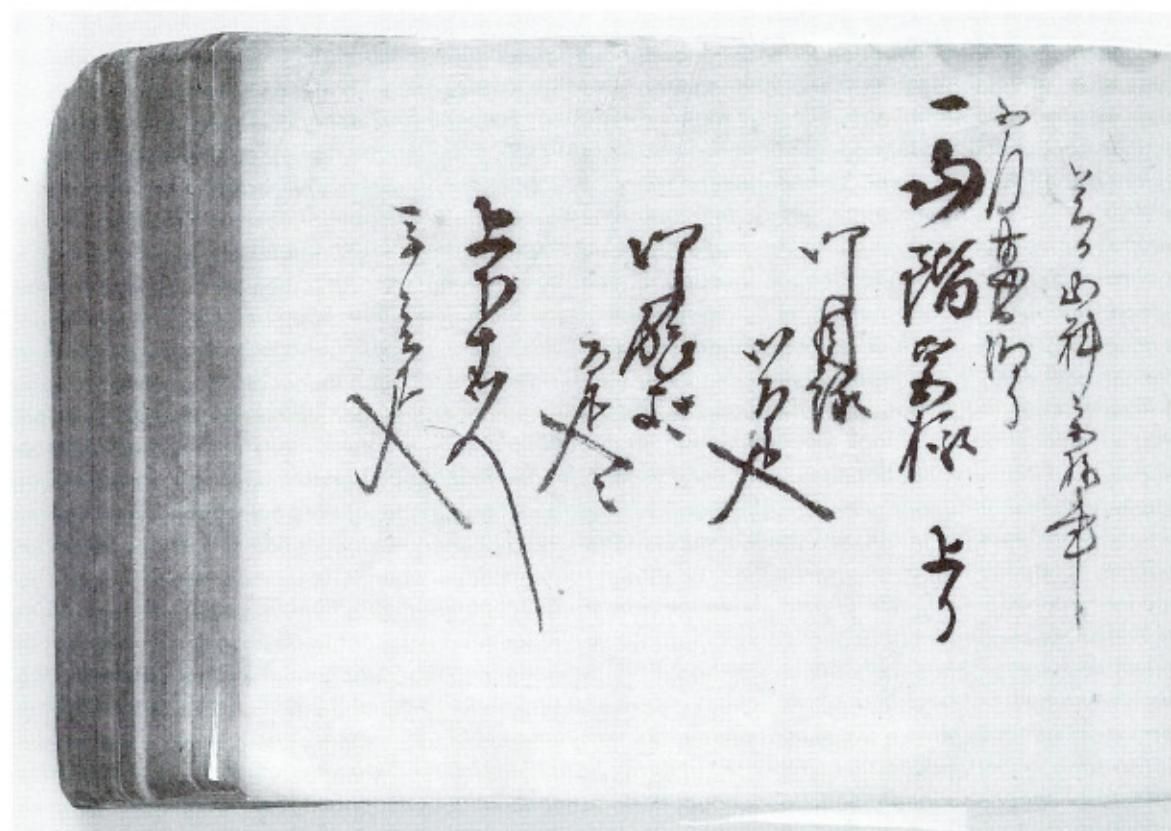
太田御所用

參謀朝田様 上下三人

右之通相勤申候、以上

六月十四日

一九條様 御下り 赤坂・鵜沼



左大弁

札・御目録 弐疋

御旅籠上下共 札壹分ツ、

御同勢本陣入 式拾人

馬宿 壱疋 御付式人

六尺 四人

分冊 壱朱ト三百文ツ、

三
角
錦

三
角
錦

加納同六軒遠見
宿口御迎上下兩人

先払式人 上下

尾州様御使

公用人 五味織江様

上下四人

御進物方 上下三人

御進物 白縮緬 式包・式疋

桐箱入忍冬酒式坪

干 金魚 壱箱

御干菓子 壱箱

ノ四品

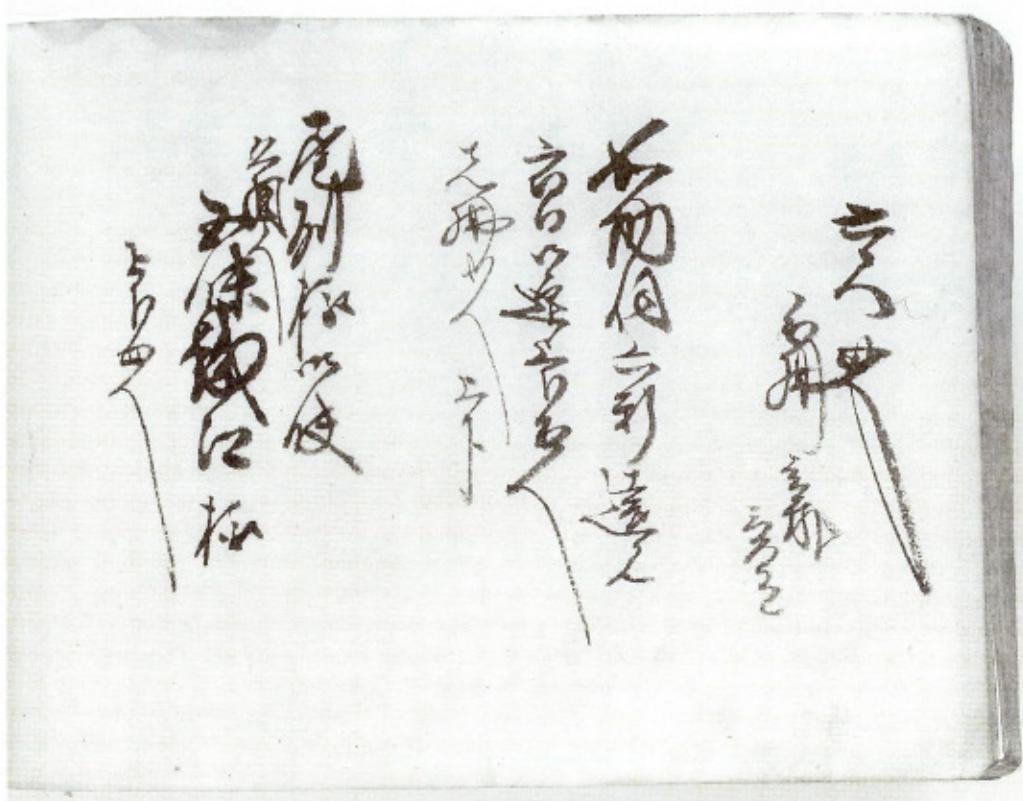
□管属 参謀

朝田純一郎様

手付壹人

ノ老人

御所用



往還方式人

見廻り 武人

御先払 武人

御私手沢山有之

往還掃除念入

高札場同断

人馬入用 四拾七人・馬三疋

右ニ寄 七拾武人・馬三疋

右之通相勤申候、以上

二月廿三日 上り

一植松少将様 御泊り

御目録 武百疋

御上下 十四人

御旅ご 三朱

人馬 三拾三人・馬なし

下宿なし

御所用 朝田純一郎 上下二人

京都神職局改司

牽馬壹疋 口付武人

右之通相勤申候、以上

七月廿四日 上り

播州三日月

一森対馬守様 御泊り

御目録 札 壱両

御本陣賄ニ而 台所立不申候

御膳料 武分

御旅籠 三朱ト武百文

油紙 武朱ト武百文

紙両ニ八貫文ツ、

御本陣入 武拾人

札宿 武軒

油紙 三軒

御宿割 前日

前々日飛脚參り申候

右之通無故障相勤申候

七月廿七日

一大野藩 御泊り

土井能登守様

御目録 正金壹両が金ニ而

御本陣入 武拾三人

御殿様 本陣賄酒肴

入用台所立不申候、以上

御膳料酒肴ニ而壹両壹分ト六百文

下宿馬壹疋 口付武人

六尺 五人

外ニ 札宿油紙共なし

旅籠 三朱ト三百文ツ、

大拏之事

御宿割、当日先番ニ而

右之通故障無御座候、以上

七月廿八日 上り

一間部下總守様 御泊り

金札 壱両壹分

御本陣入 十六人

御上本陣賄式人拏

旅ご三朱ト百文ツ、

日雇 式朱ト式百五拾文ツ、

下宿 三軒日雇共

御宿割御飛脚兼帶ニ而、三日程以前御越被成候事

御旅ニ当日大拏

右之通無故障相勤申候、以上

七月廿九日 上り

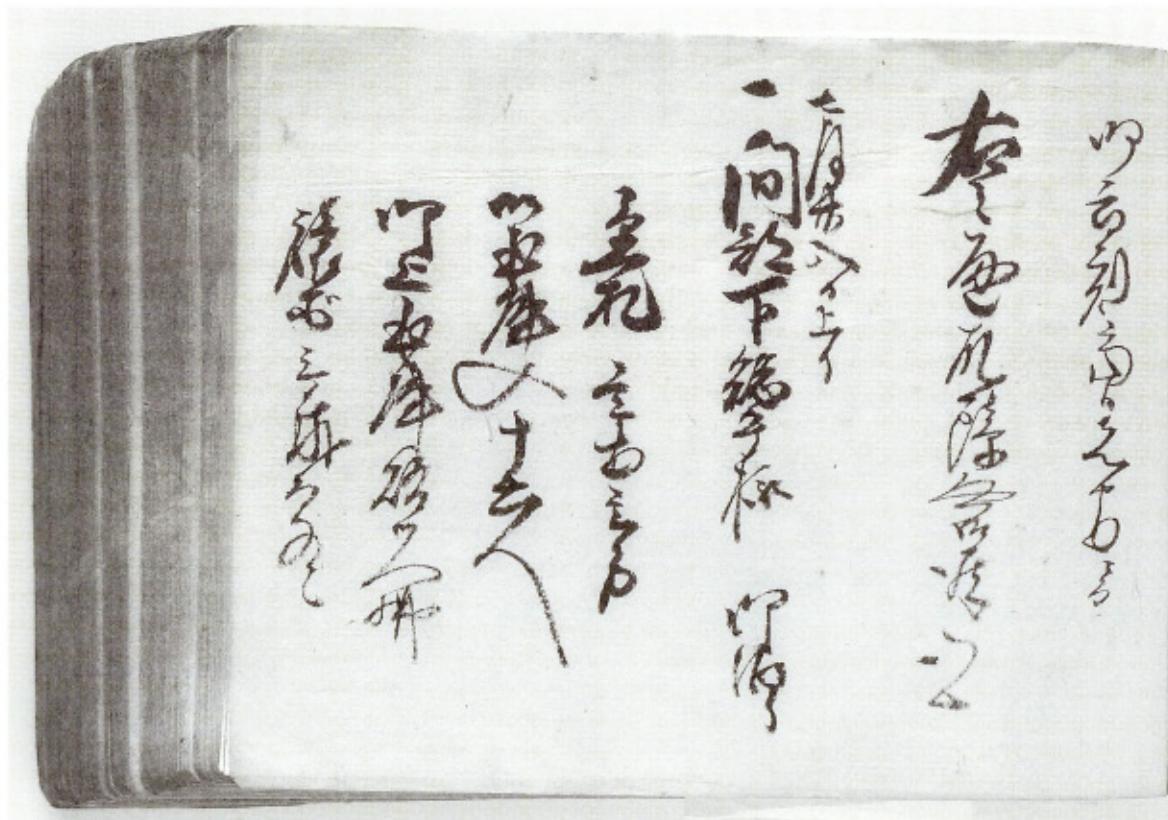
一森越後守様 御泊り ミ竹・う沼

御め録 壱両壹分

外ニ 壱分・式朱 被下物

本陣入 式拾六人

三朱ト式百文ツ、



下宿 三軒

油紙 武軒

前日宿割 上下四人

旅ご大払

右之通故障なく相勤申候、以上

本陣入 拾九人
旅 三朱ト三百文ツ、
御宿割前々日 武人
下宿 三軒
油紙 四軒 武朱百五拾ツ、
旅籠大払 五両札

八月十八日 上り

一因州鳥取

御奥様 泊り

御目録 壱両

御旅 二上二人 武分

女中 拾壱人 壱分八朱ツ、

右之外 壱人ニ付武朱ツ、

役人 四人 壱分ツ、

日雇払 十人

下宿 三軒

油紙 三軒

宿割、当日先番壱人参り途中迄迎さし出申候

右之通無故障相勤申候

八月廿二日

肥前唐津

一小笠原佐渡守様 泊り

御目録 札 壱両壹分

一近衛信姫君様

奥州弘前・津軽越中守様江御娘入御通行

御目録 五両 献上料共

御使者取扱 百疋

右之通故障なく相勤申候、以上

但シ六尺共本旅ご下宿、当日ハ御取極被成候、以上
前々日宿割武人、御道具更ニ入用無之候
小々小湯壱、台所辺申候、以上

右之通無故障相勤申候

右之通無故障相勤申候、以上
備前隱居
一池田従四位様 御昼
御め録 武百疋

外ニ 武朱 奥方

壹朱ツ、 旅ご

本陣入分

御目録 壱両

御旅 二上二人 武分

女中 拾壱人 壱分八朱ツ、

右之外 壱人ニ付武朱ツ、

役人 四人 壱分ツ、

日雇払 十人

下宿 三軒

油紙 三軒

宿割、当日先番壱人参り途中迄迎さし出申候

右之通無故障相勤申候

八月廿二日

肥前唐津

一小笠原佐渡守様 泊り

御目録 札 壱両壹分

御本陣 四拾壱人

上女中 九人

中女中 五人

徒分上中下 武拾七人

是者御用達ニ付、途中迄御迎之事
御宿割三日前関札なし、上下六人

酒肴出し申候

道中日付問屋役人兼此人大切ニ可致候事

御旅ご 上 壱分一朱

中 壱分

下 三朱ト武百文

油紙 武朱ト武百文

御下宿 十七軒

油紙 十武三軒帳共

裏表番所夜食出し申候、是者払なし

大納言様御使

横井・上下 □つ屋

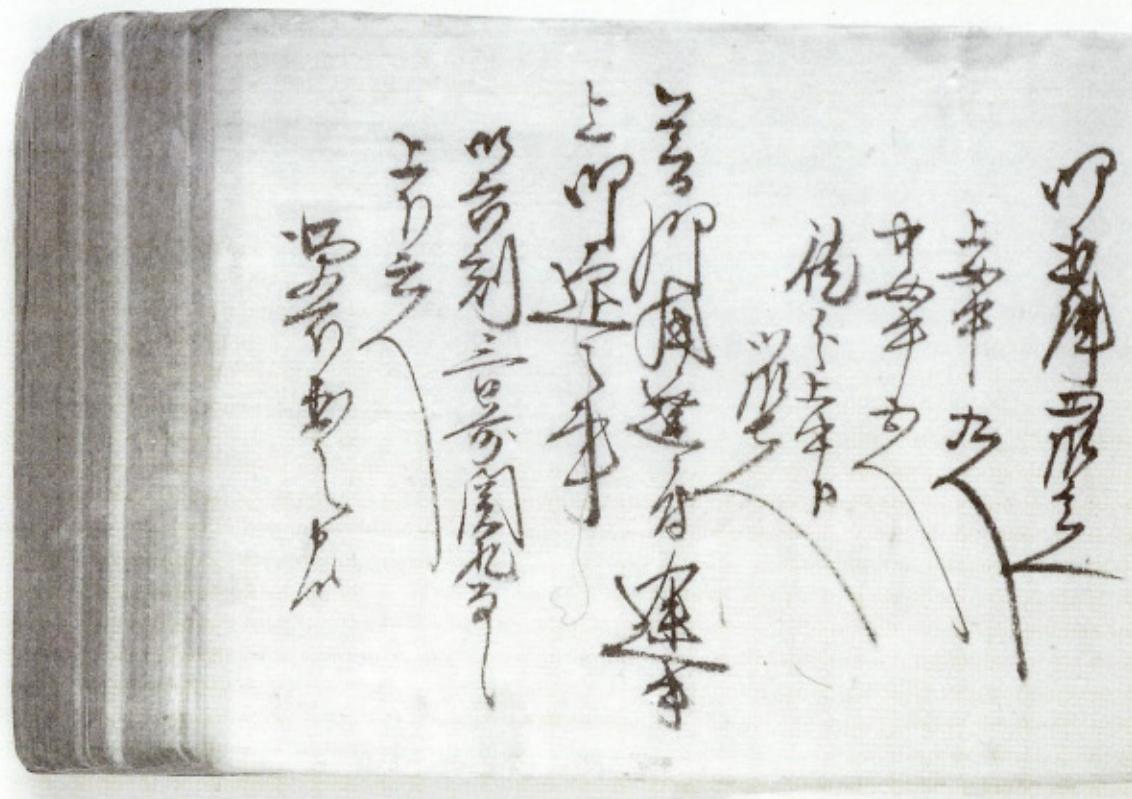
奥様御使

大嶋 上下三人 山田屋

太田所用 伝七

朝田純一郎様 共三人

石原東五郎様



三人

往還方三人 本陣二而

犬山様御使 繁藏

松尾登様 上下五人

御問屋場目録 武百疋

人馬入用

人足 武百五拾人

馬三拾疋

内訳 五拾人 御定

五拾八人 雇

外二 役人三

右之通故障なく相勤申候、以上

編集後記

ここに各務原市資料調査報告書第三十八号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 V』を刊行することができました。本報告書には、「桜井家文書」の中から、「本陣覚書」の一冊のうちの第一冊を、全文収録いたしました。この史料は、表紙が欠落しているため本来の標題はわかりませんので、ここでは「本陣覚書」と名付けました。『鵜沼の歴史』では、参考史料名として「鵜沼宿本陣覚書」と呼んでいます。

ところでこの「本陣覚書」は、覚書の体裁ながらその内容には興味深いものがあります。中山道を通行する大名・武士たち・お輿入れする姫君一行等の、宿泊・休憩時の準備や費用等のことが記されています。そこからは「宿泊の作法」とも考えられるような、手順・決めがうかがえます。また、赤報隊や草薙隊といった各務原市の幕末・維新期を彩った人々の通行も記されています。

本書を通じて、各務原市の幕末・維新期の時代の動きを感じていただけることができると思います。桜井家の人々は、本陣の仕事を通して、時代の変化を感じていたのではないでしょか。この報告書が、皆様方の古文書や歴史の学習・研究に役立つことができれば幸いです。

最後になりましたが、報告書の刊行にご理解を示してくださいました史料所有者の桜井美保子氏と、史料の解説にご尽力をいただきました岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に深く感謝いたします。

平成二十七年三月

各務原市資料調査報告書第三十八号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 V

平成二十七年三月

編集

各務原市歴史民俗資料館

発行 各務原市

〒501-0333 岐阜県各務原市那加桜町一一一六一三

TEL ○五八一三八二一一一六九

印刷 山興印刷株式会社



1